

無配当重点疾病一時金保険（07）

# 医療サプリ

（更新用）

ご契約のしおり・約款



2016年9月版

この冊子には、ご契約に伴う大切なことが記載されています。  
必ずご一読いただき、内容を十分ご確認のうえ、ご契約の更新をお申込みいただきますようお願いいたします。

- ◆当冊子において、「当社」または「会社」とあるのは「[太陽生命保険株式会社](#)」を、「支社」とあるのは「[太陽生命支社](#)」を、また「本社」とあるのは「[太陽生命本社](#)」をさします。
- ◆[約款\(特約条項\)](#)の正式名称には「無配当」および「(07)」の数字などがついていますが、当冊子においては読みやすさを考慮し、一部において記載を省略しております。

## お願い

### 「契約のご確認」にお伺いする場合がございます。

このたびは、当社の保険商品にお申込みいただきありがとうございます。  
後日当社で委託した専門の業務士（T&Dコンファーム（株）・（株）リムライン）等がご自宅等にお伺いさせていただき、お申込みいただきましたご契約の告知内容等について、確認させていただく場合がございます。

なお、業務士等は「業務士証明書」、「名刺」または「あいさつ状」を携行しております。  
その節は、ご協力の程お願い申し上げます。

### 「契約のご確認」訪問について

- 確認内容は、被保険者の健康状態などの告知事項や、ご契約の同意、申込書等の自署、「ご契約のしおり・約款」のお受け取り等についての確認となります。通常、被保険者への確認となりますが、ご契約者に確認させていただくこともあります。
- 被保険者・ご契約者が未成年者の場合は、法定代理人（親権者・後見人）に確認します。
- 事前にお電話で訪問日を確認のうえ訪問します。
- お申込みいただいてから、1ヵ月後位にお伺いすることもあります。  
なお、契約確認に要する時間は約15分です。
- ご契約によっては、年収等をお聞きすることもあります。

告知いただいた内容について、詳しくお尋ねする場合もございます。  
健全な保険制度維持のため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。  
なお、ご意見・ご質問等がございましたら、もよりの支社または太陽生命本社あてにご連絡くださいますようお願い申し上げます。

## この冊子の構成

この冊子は、つぎの2つの部分から構成されています。

### ご契約のしおり

ご契約についての重要な事項、諸手続、税法上の取扱など、ぜひ知りたい事項をわかりやすく説明しています。

### 約　款

ご契約の内容・ご契約後の各種取扱などを規定した普通保険約款および特約条項を記載しています。

# もくじ

## ご契約のしおり

### はじめに

【1】今回満期を迎えたご契約を更新するに際してのご注意点について	1
----------------------------------	---

### 特長としくみ

【1】特長としくみ	2
-----------	---

### 一時金・給付金などの請求

【1】一時金・給付金などの請求方法	4
【2】指定代理請求特約について	7

### 一時金・給付金などのお支払い

【1】共通事項	9
【2】主契約の保障内容	9
【3】特約の内容	12
【4】保険期間・更新	14
【5】一時金などのお支払いの際の保険料精算について	15

### 保険料のお払い込みの免除

【1】保険料のお払い込みを免除する場合	17
---------------------	----

### 一時金などをお支払いできない場合など

【1】一時金などをお支払いできない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合	18
【2】お支払いできない場合などの事例	21

### 更新に際して

【1】お申込みの流れ	26
【2】当社の生命保険募集人の権限	27
【3】保険証券について	27
【4】申込書・告知書のご記入	27
【5】告知に関するご注意点について	28
【6】契約確認	30
【7】保険料払込時のご注意	30
【8】クーリング・オフ制度等(ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除)	30
【9】個人情報のお取扱いについて	32
【10】本人特定事項等の確認について	33
【11】支払査定時照会制度について	33
【12】当社の組織形態および株式会社の運営について	35
【13】「生命保険契約者保護機構」について	35

## ご契約後について

【1】保険料の払込方法について	38
【2】払込猶予期間とご契約の効力について	39
【3】効力を失ったご契約の復活について	39
【4】お払い込みが困難なときの継続方法について	40
【5】契約者配当金について	40
【6】受取人・住所などの変更や証券紛失	40
【7】ご解約と解約払戻金について	41
【8】受取人によるご契約の継続について	42

## 税金について

【1】生命保険料控除について	43
【2】一時金などの税法上のお取扱い	44

## 免責事由一覧

【1】一時金を支払わない場合	45
【2】保険料のお払い込みを免除しない場合	46

## 約款をお読みいただくに際して

【1】約款をお読みいただくに際して	47
【2】請求書類一覧	48

全国支社一覧 ..... 95

主な保険用語のご説明 ..... 99

## 約款

### 無配当重点疾病一時金保険(07)普通保険約款

(この保険の趣旨)	51
1.会社の責任開始期	51
2.用語の定義および保険契約の型	51
3.一時金の支払	52
4.保険料の払込免除	55
5.保険料の払込	56
6.保険料の前納	57
7.保険料払込の猶予期間および保険契約の失効	57
8.保険契約の復活	57
9.詐欺による取消または不法取得目的による無効	58
10.告知義務および保険契約の解除	58

# もくじ

---

11.解約 .....	59
12.保険契約内容の変更 .....	59
13.払戻金 .....	59
14.保険契約の更新 .....	60
15.保険契約者の変更 .....	60
16.保険契約者の代表者 .....	60
17.保険契約者の住所または集金場所の変更 .....	60
18.被保険者の業務、転居および旅行 .....	61
19.年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理 .....	61
20.契約者配当金 .....	61
21.時効 .....	61
22.管轄裁判所 .....	61
23.デビットカードによる保険料等の払込 .....	61
24.他の保険契約から更新する場合の特則 .....	62
25.受取人の変更 .....	62
26.給付金等の受取人による保険契約の存続 .....	62
27.情報端末による保険契約の申込等に関する特則 .....	63
無事故給付金特則 .....	63
無配当特定疾病一時金特約(07) .....	77
指定代理請求特約 .....	84
集団月払特別取扱特約 .....	86
団体月払特別取扱特約 .....	88
保険料口座振替扱特約 .....	91



# はじめに

## 【1】今回満期を迎えたご契約を更新するに際してのご注意点について

- ご契約者は、保険期間満了日の2週間前（＊）までにお申し出いただくことにより、被保険者の健康状態にかかわらず、保険期間満了日の翌日（以下「更新日」といいます）に、当社所定の範囲内で更新することができます。  
（＊）保険契約者に特別な事情があると当社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。
- 更新制度のお取扱いは、更新日における被保険者の年齢が80歳以下である必要があります。
- 更新後の主契約・特約は更新日における約款を適用し、保険料は更新日現在の被保険者の年齢・保険料率などにより計算しますので、保障を同一とした場合、通常、更新前に比べて保険料は高くなります（ご契約内容によっては著しく高くなることもあります）。
- 更新後のご契約の保険期間は、更新前と同一の5年となります。
- 更新後のご契約の保険契約者・被保険者は、更新前のご契約と同一となります。
- 更新前のご契約に特約・無事故給付金特則が付加されていた場合、原則として引き続き特約・無事故給付金特則も更新されます。
- 更新後のご契約の重点疾病一時金額・入院一時金額などは更新前と同一とします。
- 更新時にお取扱いできるご契約・特約・特則の内容は、更新前のご契約・特約・特則の内容と異なる場合があります。
- 重点疾病一時金・入院一時金の支払限度は、更新前のご契約と更新後のご契約を通算します。  
※更新後のご契約の重点疾病一時金・入院一時金の支払回数は、更新前のご契約の重点疾病一時金・入院一時金の支払回数と通算され、それぞれ20回を限度とします。

### ！ご注意

- つぎの場合などは、更新することができません。
  - ・被保険者の同意が得られないとき
  - ・保険期間満了までの保険料が払い込まれていないとき
  - ・更新日における被保険者の年齢が当社所定の範囲をこえるとき
- 上記の内容は平成28年9月現在のものであり、今後、取扱が変更となる場合があります。

# 特長としくみ

## 【1】特長としくみ

### 1. 販売名称

- この保険の正式名称は、無配当重点疾病一時金保険(07)です。販売にあたり「医療サプリ」と呼んでおります。  
※この保険は新契約としてのお取扱いはありません。

### 2. 取扱内容

- お取扱いする保険期間・保険契約の型などはつぎのとおりです。  
なお、保険期間・保険契約の型を変更することはできません。

#### (1) 保険期間

5年

#### (2) 保険契約の型など

保険契約の型	I型	II型
保障内容	・生活習慣病一時金 ・入院一時金	・女性疾病一時金 ・入院一時金
取扱対象	男性	女性

#### (3) 特約・特則の取扱

更新時に更新前契約に特定疾病一時金特約・無事故給付金特則が付加されていた場合、原則として引き続き特定疾病一時金特約・無事故給付金特則は更新されます。

### 3. 特長

- 被保険者が保険期間中に、所定の重点疾病（I型：生活習慣病、II型：女性疾病）と診断され、その重点疾病により継続して2日以上入院されたときに、重点疾病一時金（I型：生活習慣病一時金、II型：女性疾病一時金）をお支払いします。
- 被保険者が保険期間中に、継続して2日以上入院されたときに、入院一時金をお支払いします。
- 被保険者が保険期間中に、特定疾病（所定のガン（悪性新生物）、急性心筋梗塞、脳卒中）により所定の状態になられたときに、特定疾病一時金をお支払いします（特定疾病一時金特約を付加されている場合にかぎります）。
- 被保険者が保険期間満了時に生存され、かつ、重点疾病一時金の支払事由が生じなかったときに、無事故給付金をお支払いします（無事故給付金特則を付加されている場合にかぎります）。
- 被保険者が保険料払込期間中に、所定の高度障害状態または不慮の事故による傷害により所定の身体障害状態になられたときに、以後の保険料のお払い込みを免除します。

## しくみ図

- 主契約に特定疾病一時金特約・無事故給付金特則を付加した場合



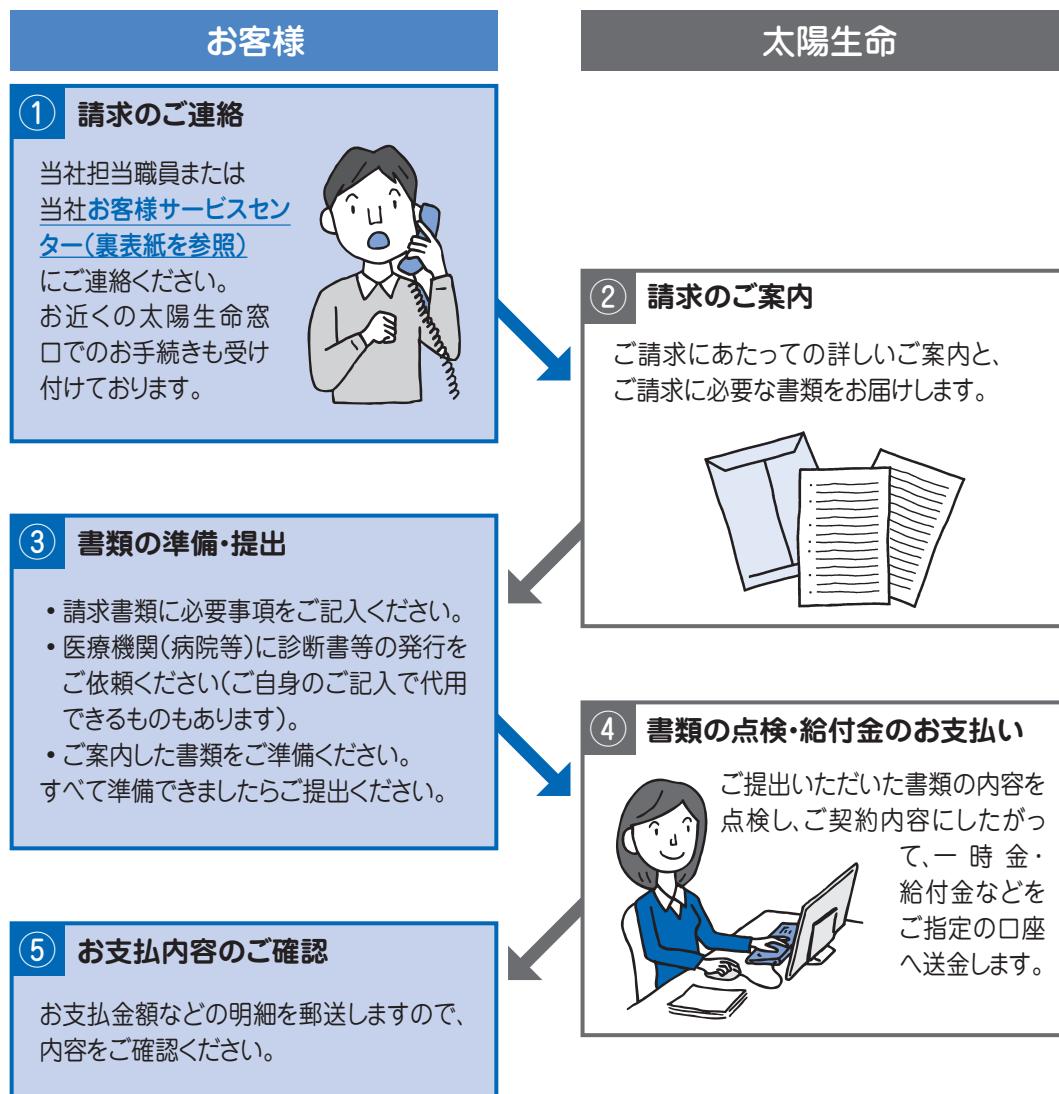
- この保険には死亡保障はありません。

# 一時金・給付金などの請求

## 【1】一時金・給付金などの請求方法

### 1. ご請求手続きの流れ

- 被保険者が入院などされた場合、まずは太陽生命へご連絡ください。
- 一時金・給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合だけではなく、一時金・給付金などのお支払いまたは保険料の払込免除の可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、お気軽にご連絡ください。



## お願い

●一時金・給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の一時金・給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

※たとえば、保険契約の型がⅡ型のご契約の場合、女性疾病を原因として入院された際に入院一時金をご請求されるときには、女性疾病一時金をお支払いできることがあります。

## 2. ご連絡をいただく前の確認

- 「保険証券」と「ご契約のしおり・約款」(当冊子)をご用意ください。
- ご契約の保障内容にご不明な点がありましたら、当社担当職員または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）へお問い合わせください。

## 3. 請求書類について

- 請求内容によっては、当社所定の様式による医師の診断書のほか、戸籍抄本・印鑑証明書などをご提出いただくこともあります。[これらの発行費用などはお客様のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。](#)

## 4. お支払いできない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合

- 当社では、ご提出いただいた医師の診断書などの内容にもとづき、お支払い・保険料のお払い込みの免除の判断をしますが、医師の診断書などの記載内容によっては、一時金・給付金などのお支払いまたは保険料のお払い込みの免除ができない場合があります。

※詳しくは、「一時金などをお支払いできない場合など」をご覧ください。

## 5. お支払いなどのご確認について

- 一時金・給付金などのお支払い・保険料のお払い込みの免除のご請求に関し、当社で委託した業務士などがご請求内容などの確認のため、ご契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人などに電話または訪問をさせていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師などに対し、症状などについて照会・確認をさせていただくことがあります。

## 6. 一時金・給付金などのお支払時期について

- 一時金・給付金などは、必要な請求書類が当社に到着した日の翌日から起算して、5営業日以内にお支払いします。  
ただし、当社に提出された書類だけでは一時金・給付金などのお支払いをするために必要な事項の確認ができない場合の支払期限（請求書類が当社に到着した日の翌日から起算した日数）は、つぎのとおりとなります。  
これらの期間を経過して一時金・給付金などをお支払いする場合には、遅延利息を付けてお支払いします。

参照 18 ページ

一時金などをお支払いできない場合など

一時金・給付金などをお支払いするための確認などが必要な場合	支払期限
(1)一時金・給付金などをお支払いするための確認が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>支払事由発生の有無の確認が必要なとき</li> <li>免責事由に該当する可能性があるとき</li> <li>告知義務違反に該当する可能性があるとき</li> <li>重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性があるとき</li> </ul>
(2)(1)の確認を行うための特別な照会や調査が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会</li> </ul>
	60日以内
	<ul style="list-style-type: none"> <li>弁護士法またはその他の法令にもとづく照会</li> </ul>
	90日以内
	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定</li> <li>保険契約者、被保険者、一時金・給付金などの受取人または指定代理請求人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会</li> </ul>
	120日以内
	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本国外における調査</li> </ul>
	150日以内
	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害救助法が適用された地域における調査</li> </ul>
	180日以内

※当社が必要に応じて事実の確認を行う場合、その旨を一時金・給付金などの請求者に対してご連絡します。

※事実の確認に際し、ご契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人などが、正当な理由がなく確認調査を妨げまたはこれに応じていただけなかったとき（当社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます）は、当社は必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞責任を負わず、またその間は一時金・給付金などのお支払いはいたしません。

※保険料のお払い込みの免除の請求についても、上記と同様のお取扱いとなります。

※詳しくは、普通保険約款の「一時金の請求、支払時期および支払場所」などをご覧ください。

- 一時金・給付金などのお支払い・保険料のお払い込みの免除に関する査定結果についてのご質問・ご相談などは、下記照会先までお問い合わせください。

**太陽生命保険株式会社 お客様サービスセンター**

電話番号：0120-97-2111（通話無料）

受付時間：月～金曜日 9時～18時

（祝日・年末年始（12月30日～翌年1月4日）は除きます）

**参照 54 ページ**

普通保険約款第10条など

## 7. 一時金・給付金などの請求に関して訴訟となった場合

- 一時金・給付金などの請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内にある支社所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

※保険料のお払込免除の請求に関する訴訟についても同様とします。

**参照 61 ページ**

普通保険約款第37条

## !ご注意

## ●時効について

一時金・給付金などのお支払いおよび保険料のお払込免除を請求する権利は、3年間請求がないときは消滅しますのでご注意ください。

## 【2】指定代理請求特約について

- 指定代理請求特約を付加した場合、被保険者が一時金・給付金などを請求できないいつぎのような特別な事情（＊）があるときに、あらかじめ被保険者の同意を得て指定した指定代理請求人が一時金・給付金などを請求できます。

（＊）請求できない特別な事情

- ・傷害または疾病により一時金・給付金などの請求を行う意思表示が困難であること
- ・傷病名の告知を受けていないこと（ガンの場合など）

代理請求の対象となる一時金・給付金など	指定代理請求人の範囲
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者が受け取る一時金・給付金など</li> <li>・被保険者とご契約者が同一の場合の保険料のお払込免除</li> </ul>	<p>一時金・給付金などの請求時点において、つぎのいずれかに該当する1名の方</p> <p>(1)被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族または3親等内の親族</p> <p>(2)被保険者と同居または生計を一にしている(1)以外の方（＊）</p> <p>(3)被保険者の療養看護に努める方、または財産管理を行っている方（＊）</p> <p>(4)(2)および(3)に掲げる方と同等の特別な事情がある方（＊）</p>

（＊）一時金・給付金などの請求時点において、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、一時金・給付金などの受取人等のために一時金・給付金などを請求すべき相応の理由があると会社が認める方にかぎります。

- ・指定代理請求特約を付加した場合、ご契約者は、指定代理請求人に、この保険契約の指定代理請求人として指定している旨および内容についてご説明ください。
- ・指定代理請求特約は、中途付加することができます。
- ・ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。
- ・指定代理請求人は、一時金・給付金などの請求時にも上記の指定可能な方の範囲を満たしている必要があります。
- ・指定代理請求特約は、保険契約者が法人の場合は付加できません。また、保険契約者を法人に変更された場合には、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。
- ・指定代理請求人からご請求いただく場合、会社所定の請求書や一時金・給付金などの支払事由に該当したことを証する書類などに加え、指定代理請求人の範

国内であることを証する書類を提出いただきます。

## ！ご注意

### ●被保険者が傷病名の告知を受けていない場合

- ・指定代理請求人からの請求にもとづき、一時金・給付金などをお支払いした場合、ご契約が消滅するなど契約内容が変更されることから、ご契約者または被保険者に傷病名などを知られてしまうことがあります。
- ・指定代理請求人からの請求にもとづき、一時金・給付金などをお支払いした場合、その後にご契約者または被保険者からご照会があった場合に、一時金・給付金などのお支払状況について事実を回答せざるをえないため、ご契約者または被保険者に傷病名などを知られてしまうことがあります。

### ●指定代理請求特約を付加されていない場合

- ・この特約を付加されていない場合は、被保険者が一時金・給付金などを請求できない特別な事情があっても、指定代理請求人による代理請求はできません。

### ●つぎのいずれかに該当する者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。

- ・故意に一時金・給付金などの支払事由を生じさせた者
- ・故意に保険料の払込免除事由を生じさせた者
- ・故意に一時金・給付金などの受取人を一時金・給付金などの請求ができない特別な事情に該当させた者
- ・故意に保険契約者を保険料の払込免除を請求できない特別な事情に該当させた者

# 一時金・給付金などのお支払い

## 【1】共通事項

### 1. 一時金などのお支払事由の発生時期について

- 一時金など（無事故給付金を除きます）のお支払対象となる入院などのお支払事由は、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後の保険期間中に原因が発生したものにかぎります。  
ただし、原因となった傷害または疾病が責任開始期（ご契約時・復活時など）前にすでに生じていた場合でも、ご契約の復活などの際に、つぎのいずれかに該当したときは、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に生じた傷害または疾病によるものとみなして取り扱います（特定疾病一時金特約については、一部お取扱いが異なります）。
  - ・ご契約者または被保険者がその傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます）について告知し、その内容を承知のうえ当社が保険契約を引き受けたとき
  - ・原因となったその傷害または疾病について、つぎのすべてに該当するとき
    - ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前に、被保険者が医師の診療を受けたことがない場合
    - ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前の健康診断などの検査において、被保険者について異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）がない場合（＊）  
(\*)異常の指摘(要経過観察または要再検査を含みます)について、時期は問いません。
    - ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前にその傷害または疾病による症状について被保険者の自覚およびご契約者の認識がない場合
- 責任開始期（ご契約時・復活時など）前または保険期間満了後にお支払事由に該当しても、一時金などをお支払いすることはできません。

#### ！ご注意

- ご契約者からのお申し出により、保険期間満了時に、当社所定の範囲内でご契約を更新することができます（診査等は不要です）。  
※ただし、当社所定の要件を満たさない場合（保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていないとき、または更新日における被保険者の年齢が当社所定の年齢範囲をこえるときなど）には、このお取扱いはできません。

## 【2】主契約の保障内容

## 無配当重点疾病一時金保険(07)

被保険者が保険期間中に、重点疾病（I型：生活習慣病、II型：女性疾病）と診断され、その重点疾病により継続して2日以上入院されたときに、重点疾病一時金（I型：生活習慣病一時金、II型：女性疾病一時金）をお支払いします。

また、被保険者が保険期間中に、継続して2日以上入院されたときに、入院一時金をお支払いします。

### ●保障内容

#### 【保険契約の型がI型の場合】

一時金をお支払いする場合	お支払いする一時金 (支払金額)	受取人
被保険者が責任開始期以後に、生活習慣病（*1）を発病したと医師に診断され、その治療を目的として継続して2日以上入院されたとき（*2）	生活習慣病一時金 (重点疾病一時金額)	被保険者 (*3)
被保険者が保険期間中に、継続して2日以上入院されたとき（*2）	入院一時金 (入院一時金額)	

#### 【保険契約の型がII型の場合】

一時金をお支払いする場合	お支払いする一時金 (支払金額)	受取人
被保険者が責任開始期以後に、女性疾病（*4）を発病したと医師に診断され、その治療を目的として継続して2日以上入院されたとき（*2）	女性疾病一時金 (重点疾病一時金額)	被保険者 (*3)
被保険者が保険期間中に、継続して2日以上入院されたとき（*2）	入院一時金 (入院一時金額)	

（\*1）対象となる生活習慣病については、普通保険約款 別表1の「対象となる生活習慣病」をご覧ください。

（\*2）「入院」とは、医師（入院一時金については、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます）による治療（入院一時金については、柔道整復師による施術を含みます）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（注）に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この「入院」に該当するかどうかは、主治医の診断だけでなく、当社において治療内容、検査結果およびその推移、他覚的所見の有無、外泊・外出状況などを確認のうえ、入院当時の医学的水準・医学的常識などに照らして判断します。

（注）「病院または診療所」とは、医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（入院一時金については、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます）またはこれと同等の日本国外にある医療施設をいいます。

（\*3）保険契約者が法人の場合には、保険契約者となります。

（\*4）対象となる女性疾病については、普通保険約款 別表2の「対象となる女性疾病」をご覧ください。

**参照 64ページ**

普通保険約款別表1

**参照 66ページ**

普通保険約款別表2

※無事故給付金特則を付加した場合には、上記に加えてつぎの保障を行います。

給付金をお支払いする場合	お支払いする給付金 (支払金額)	受取人
保険期間満了時に生存し、かつ、重点疾病一時金（Ⅰ型：生活習慣病一時金、Ⅱ型：女性疾病一時金）の支払事由が生じなかったとき	無事故給付金 (重点疾病一時金額)	保険契約者

### ！ご注意

- この保険契約の支払限度は、つぎのとおりです。なお、保険契約を更新される場合の更新後の保険契約の支払回数は、更新前の保険契約の支払回数と通算します。

名 称	支払回数の通算限度
重点疾病一時金 (Ⅰ型：生活習慣病一時金、Ⅱ型：女性疾病一時金)	20回
入院一時金	20回

- 重点疾病一時金（Ⅰ型：生活習慣病一時金、Ⅱ型：女性疾病一時金）の取扱
  - ・つぎのいずれかの場合には、重点疾病一時金のお支払いは1回にかぎります。
    - ・重点疾病一時金の支払事由に該当する入院を開始したときまたは入院中に、その入院開始の直接の原因となった重点疾病と異なる重点疾病を併発していた場合または併発した場合
    - ・重点疾病一時金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それらの原因が同一かまたは医学上重要な関係にあるとき
  - ※ただし、同一の重点疾病により重点疾病一時金が支払われ、最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過した後に入院を開始したときは、新たな入院とみなして、重点疾病一時金のお支払いの可否を判断します。
- 入院一時金の取扱
  - ・つぎのいずれかの場合には、1回の入院とみなし、入院一時金のお支払いは1回にかぎります。
    - ・同一の疾病により2日以上の継続入院を2回以上されたとき
    - ・同一の不慮の事故により180日以内に2日以上の継続入院を2回以上されたとき
  - ※ただし、つぎの入院については、新たな入院とみなして、入院一時金のお支払いの可否を判断します。
    - ・入院一時金をお支払いした最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過した後に開始した入院
    - ・同一の不慮の事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院
- 無事故給付金の取扱
  - ・この特則のみの解約は取り扱いません。
- つぎのいずれかに該当したときは、この保険契約は消滅します。
  - ・被保険者が死亡したとき
  - ・重点疾病一時金および入院一時金の支払回数が、ともに通算限度に達したとき

## 【3】特約の内容

### 1. 3大疾病についての保障を充実させる特約

#### 無配当特定疾病一時金特約(07)

被保険者がこの特約の保険期間中に、3大疾病（所定のガン（悪性新生物）・急性心筋梗塞・脳卒中）により当社所定の状態になられたときに、特定疾病一時金をお支払いします。

##### ●保障内容

一時金をお支払いする場合		お支払いする一時金 (支払金額)	受取人
ガン (悪性新生物)	被保険者がこの特約の保険期間中に、生まれて初めて所定の悪性新生物(*1)に罹患したと医師により診断確定(*2)されたとき	特定疾病一時金 (特定疾病一時金額)	被保険者 (*4)
急性心筋梗塞	被保険者がこの特約の保険期間中に所定の急性心筋梗塞(*1)を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(*3)が継続したと医師によって診断されたとき		
脳卒中	被保険者がこの特約の保険期間中に所定の脳卒中(*1)を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、まひ等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき		

(\*1)対象となる悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中とは、つぎのような疾患をさします。

##### ●悪性新生物

・悪性腫瘍細胞が、からだの組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴づけられている疾患をいい、一般に「ガン」と呼称されるものです。対象となる悪性新生物の詳細については、特約条項 別表1の「対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」をご覧ください。

##### ●急性心筋梗塞

・心臓に酸素や栄養を送っている冠状動脈が、コレステロールによる動脈硬化などにより狭くなったり、心臓への血液供給量が急激に少なくなったりすることによって、心臓の筋肉が壊死してしまう病気です。激しい胸の痛みをともなう心臓発作を起こし、死亡す

参照 81 ページ

特定疾病一時金特約  
別表1

## 参照 81 ページ

特定疾病一時金特約  
別表1

## 参照 81 ページ

特定疾病一時金特約  
別表1

る危険の高い疾病です。対象となる急性心筋梗塞の詳細については、特約条項 別表1の「対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」をご覧ください。

## ●脳卒中

・脳血管の異常により起こる病気で、代表的なものとして、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の3つがあります。いずれも発生すると生命の危険がある疾病で、主な内容はつぎのとおりです。対象となる脳卒中の詳細については、特約条項 別表1の「対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」をご覧ください。

くも膜下出血	脳の外側を流れる血管が破れて、脳を包むくも膜との間に出血する病気です。くも膜下出血の発作は激しい頭痛や吐き気とともに現れ、意識を失い、まひ等の後遺症を残します。また再発すること多く、再発時は初回よりもさらに深刻になるケースが多くなります。
脳内出血	高血圧症による血管の変化や動脈硬化などによって、脳内の血管が破れ、出血する病気です。脳内で出血が起こると、あふれた血液が脳を圧迫して手足のまひや言語障害などが現れます。
脳梗塞	コレステロールによる動脈硬化などによって、脳の血管が詰まり、血液が流れにくくなるために、脳細胞に送られる酸素や栄養分が不足して細胞が壊死する病気です。

(\*2)悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見(生検)(注)により行われます。

(注)病理組織学的所見(生検)が得られないときは、他の所見により行うことを認めることがあります。

(\*3)労働の制限を必要とする状態とは、軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

(\*4)保険契約者が法人の場合には、保険契約者となります。

## !ご注意

- この特約は更新前のご契約に特定疾病一時金特約を付加されている場合にかぎり付加することができます。
- 特定疾病一時金のお支払いは、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に発病したものにかぎります。
- 責任開始期（ご契約時・復活時など）前の疾病により、所定の急性心筋梗塞または脳卒中による当社所定の状態になられた場合でも、当社のご契約の復活の際に、つぎのいずれかに該当したときは、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞または脳卒中による当社所定の状態になられたものとみなして取り扱います。
  - ・ご契約者または被保険者がその疾病（その疾病による症状を含みます）について告知し、その内容を承知のうえ当社が保険契約を引き受けたとき
  - ・原因となったその疾病について、つぎのすべてに該当するとき
    - ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前に、被保険者が医師の診療を受けたことがない場合
    - ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前の健康診断などの検査において、被保険者について異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）がない場合（\*）
  - ・(\*異常の指摘(要経過観察または要再検査を含みます)について、時期は問いません。
  - ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前にその疾病による症状について被保険者の自覚およびご契約者の認識がない場合

## ！ご注意

- 責任開始日（ご契約日・復活日など）から起算して90日以内に罹患し、診断確定された所定の乳ガン（乳房の悪性新生物）については、特定疾病一時金はお支払いしません。
- 悪性新生物のうち、非浸潤性のガン、上皮内ガンおよび皮膚ガンについては、特定疾病一時金のお支払いの対象となるガン（悪性新生物）に該当しません。ただし、皮膚の悪性黒色腫（非浸潤性のガン・上皮内ガンを除きます）はお支払いの対象となります。
- 責任開始期（ご契約時・復活時など）前にすでにガン（悪性新生物）に罹患したと一度でも診断確定されていたときは、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に新たにガン（悪性新生物）に罹患しても特定疾病一時金はお支払いしません。
- つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
  - ・特定疾病一時金をお支払いしたとき
  - ・被保険者の死亡・解約などにより、主契約が消滅したとき

## 2. その他の特約

### 指定代理請求特約

- 被保険者が一時金・給付金などを請求できない特別な事情があるときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が一時金・給付金などを請求することができる特約です。詳しくは「一時金・給付金などの請求」の「【2】指定代理請求特約について」をご覧ください。

参照 7ページ

指定代理請求特約について

## 【4】保険期間・更新

### 1. 保険期間

- 5年にかぎります。

### 2. 更新

- ご契約者は、保険期間満了日の2週間前（＊）までにお申し出いただることにより、被保険者の健康状態にかかわらず、保険期間満了日の翌日（以下「更新日」といいます）に、当社所定の範囲内で更新することができます。  
（＊）保険契約者に特別な事情があると当社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。
- 更新制度のお取扱いは、更新日における被保険者の年齢が80歳以下である必要があります。
- 更新後の主契約・特約は更新日における約款を適用し、保険料は更新日現在の被保険者の年齢・保険料率などにより計算しますので、保障を同一とした場合、通常、更新前に比べて保険料は高くなります（ご契約内容によっては著しく高くなることもあります）。
- 更新後のご契約の保険期間は、更新前と同一の5年となります。

- 更新後のご契約の保険契約者・被保険者は、更新前のご契約と同一となります。
  - 更新前のご契約に特約が付加されていた場合、その特約も原則として更新されます。この場合、健康状態などについて告知は不要です。
  - 更新後のご契約の重点疾病一時金額・入院一時金額などは更新前と同一とします。
  - 更新時にお取扱いできるご契約・特約の内容は、更新前のご契約・特約の内容と異なる場合があります。
- ※更新前のご契約の加入時期などによっては、給付内容などが更新後のご契約と異なる場合があります。

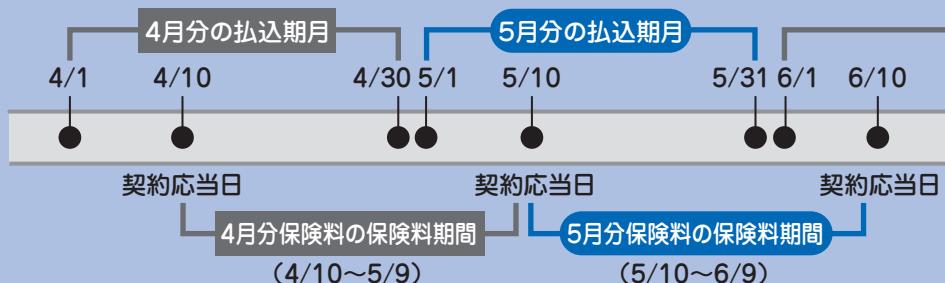
### ！ご注意

- つぎの場合などは、更新することができません。
  - ・被保険者の同意が得られないとき
  - ・更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が、当社所定の範囲をこえるとき
  - ・保険期間満了日までの保険料が払い込まれていないとき
- 上記の内容は平成28年9月現在のものであり、今後、取扱が変更となる場合があります。

## 【5】一時金などのお支払いの際の保険料精算について

毎月お払い込みいただく保険料は、払込期月ごとの契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間（この期間のことを「保険料期間」といいます）に充当され、払込期月中の契約応当日に払い込むものとして計算されています。

### （例）月払契約の場合



### ●未払込保険料の精算

一時金などの支払事由または保険料の払込免除事由が発生した日の属する保険料期間の保険料が払い込まれていない場合には、つぎのとおり取り扱います。

- ・一時金・給付金などをお支払いするとき

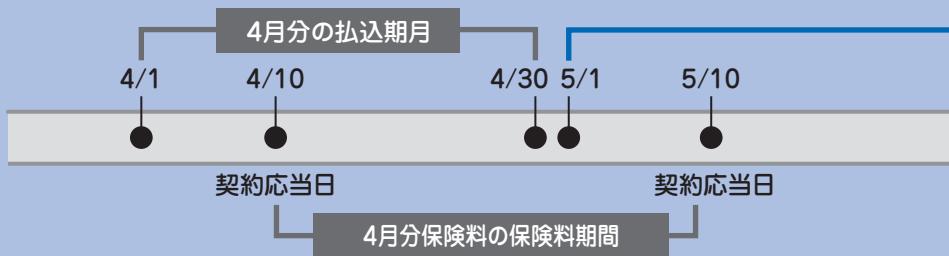
未払込保険料（＊）をお支払いする金額から差し引かせていただきます。

※ただし、保険料払込方法が口座振替扱・団体扱などのご契約およびお支払いする金額が未払込保険料（＊）より少ない場合などは、猶予期間内に未払込保険料（＊）をお払い込みいただくことがあります。

- ・保険料のお払い込みを免除するとき

猶予期間内に未払込保険料（＊）をお払い込みいただきます。

## (例) 月払契約の場合



- 4月分の保険料が未払い込みのまま、4/10～5/9 の間に
  - 一時金などの支払事由が発生した場合
    - …… 4月分の保険料を差し引きます。
  - 保険料の払込免除事由が発生した場合
    - …… 4月分の保険料をお払い込みいただきます。

## ● 猶予期間中の未払込保険料の精算

猶予期間中の契約応当日以降に一時金などの支払事由または保険料の払込免除事由が発生し、すでに到来している保険料期間の保険料が払い込まれていない場合には、つぎのとおり取り扱います。

- ・ 一時金・給付金などをお支払いするとき

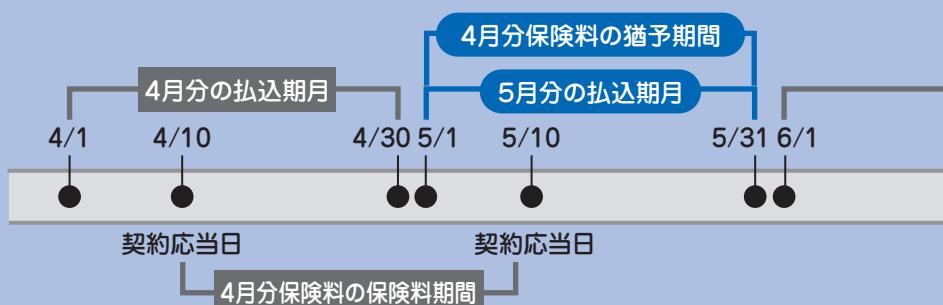
未払込保険料（＊）をお支払いする金額から差し引かせていただきます。

※ただし、保険料払込方法が口座振替扱・団体扱などのご契約およびお支払いする金額が未払込保険料（＊）より少ない場合などは、猶予期間内に未払込保険料（＊）をお払い込みいただくことがあります。

- ・ 保険料のお払い込みを免除するとき

猶予期間内に、未払込保険料（＊）をお払い込みいただきます。

## (例) 月払契約の場合



- 4月～5月分の保険料(2ヵ月分)が未払い込みのまま、5/10～5/31 の間に
  - 一時金などの支払事由が発生した場合
    - …… 4月～5月分の保険料(2ヵ月分)を差し引きます。
  - 保険料の払込免除事由が発生した場合
    - …… 4月～5月分の保険料(2ヵ月分)をお払い込みいただきます。

(＊) 未払込保険料は、払込が必要なすべての主契約・特約の保険料合計額となります。

# 保険料のお払い込みの免除

## 【1】保険料のお払い込みを免除する場合

- 被保険者が保険料払込期間中に、つぎのいずれかの状態になられたときに、以後の保険料のお払い込みを免除します。

項目	保険料のお払い込みを免除する場合
所定の高度障害状態	●被保険者が保険料払込期間中に、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態（＊1）になられたとき
不慮の事故による所定の身体障害状態	●被保険者が保険料払込期間中に、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に生じた所定の不慮の事故（＊2）による傷害を直接の原因として、所定の身体障害状態（＊3）になられたとき ※ただし、その事故が生じた日から起算して180日以内に所定の身体障害状態になられたときにかぎります。

（＊1）対象となる高度障害状態とは「両眼の視力を全く永久に失ったもの」などの状態で、身体障害者福祉法などに定める1級の障害状態とは異なります。詳しくは、普通保険約款別表6の「保険料の払込免除の対象となる高度障害状態」をご覧ください。

（＊2）対象となる不慮の事故については、普通保険約款 別表5の「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

（＊3）対象となる身体障害状態とは「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」などの状態で、身体障害者福祉法などに定める障害状態とは異なります。詳しくは、普通保険約款 別表7の「保険料の払込免除の対象となる身体障害の状態」をご覧ください。

### ！ご注意

- 責任開始期（ご契約時・復活時など）前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の原因による新たな障害が加わって所定の高度障害状態または所定の身体障害状態になられた場合などには、保険料のお払い込みを免除できることがあります。

# 一時金などをお支払いできない場合など

## 【1】一時金などをお支払いできない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合

一時金などのお支払いや保険料のお払込免除は、約款の規定にもとづいてお取り扱いしますが、以下のように一時金などをお支払いできない場合や保険料のお払い込みが免除できない場合があります。

### 1. 支払事由・保険料の払込免除事由に該当しない場合

●一時金などのお支払事由・保険料の払込免除事由に該当しない場合の例は、つぎのとおりです。

◆「入院一時金」のお支払事由に該当しない入院の例

- ・「治療処置を伴わない人間ドック検査・美容上の処置・正常分娩」などの治療を目的としない入院をしたとき
- ・普通保険約款 別表3に定める「病院または診療所」以外の医療機関において入院をしたとき

◆「特定疾病一時金」のお支払事由に該当しない例

- ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前にすでにガン（悪性新生物）に罹患したと一度でも診断確定されていたとき
- ・非浸潤性のガン・上皮内ガン・皮膚ガン（皮膚の悪性黒色腫を除く）など無配当特定疾病一時金特約(07)条項 別表1に定める「対象となる悪性新生物」に該当しないとき

**参照 71 ページ**

普通保険約款別表3

**参照 81 ページ**

特定疾病一時金特約  
別表1

### 2. 支払事由に該当しても一時金をお支払いできない場合など

●支払事由に該当しても一時金をお支払いできない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合の例は、つぎのとおりです。

- ・約款に規定された免責事由（入院一時金を支払わない場合等）に該当したとき（詳細は「免責事由一覧」をご参照ください）
- ・約款に規定された支払限度まで、すでに重点疾病一時金・入院一時金をお支払いしているとき

**参照 45 ページ**

免責事由一覧

### 3. 責任開始期前に生じた不慮の事故・疾病などを原因とする場合

- 責任開始期前に原因が生じたことにより、一時金などを支払わない場合・保険料のお払い込みを免除しない場合の例は、つぎのとおりです。
  - ◆入院一時金については、当社の責任開始期（ご契約時・復活時など）前に発病した疾病または生じた不慮の事故その他の外因による治療を目的として入院したとき
  - ◆保険料のお払い込み免除については、当社の責任開始期（ご契約時・復活時など）前に生じた傷害・疾病を原因として、所定の高度障害状態になられたとき
- ※ただし、責任開始期（ご契約時・復活時など）前にすでに原因が生じていた場合でも、ご契約の復活などの際に、つぎのいずれかに該当したときは、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に生じた原因によるものとみなして取り扱います（特定疾病一時金特約については、一部お取扱いが異なります）。
  - ・ご契約者または被保険者がその傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます）について告知し、その内容を承知のうえ当社が保険契約を引き受けたとき
  - ・原因となったその傷害または疾病について、つぎのすべてに該当するとき
    - ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前に、被保険者が医師の診療を受けたことがない場合
    - ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前の健康診断などの検査において、被保険者について異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）がない場合（＊）  
（＊）異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）について、時期は問いません。
    - ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前にその傷害または疾病による症状について被保険者の自覚およびご契約者の認識がない場合

### 4. 告知義務違反による解除の場合

- 告知義務違反による解除により、一時金などを支払わない場合・保険料のお払い込みを免除しない場合の例は、つぎのとおりです。
  - ・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったとき
  - ・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、告知していただいた内容が事実と相違するとき
- ※ただし、告知義務違反の対象になった原因と一時金などの請求原因になった事実との間に因果関係がない場合には、一時金などをお支払いします。

### 5. 重大事由による解除

- 重大事由による解除により、一時金などを支払わない場合・保険料のお払い込みを免除しない場合の例は、つぎのとおりです。
  - ①ご契約者または受取人等が一時金などを詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故（未遂を含みます）を起こしたとき
  - ②受取人に一時金などの請求に関して詐欺行為（未遂を含みます）があったとき
  - ③ご契約者、被保険者または受取人が、反社会的勢力（＊1）に該当すると認

められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（＊2）を有していると認められるとき

- ④他の保険契約との重複により一時金額などの合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状況がもたらされるおそれがあるとき
- ⑤ご契約に付加されている特約が重大事由により解除されたり、または、ご契約者、被保険者、一時金などの受取人が他の保険会社等と締結している保険契約が重大事由により解除されるなど、上記①～④と同等の重大な事由があつたとき

※上記の事由が生じた以後に、一時金などのお支払事由または保険料のお払い込みの免除事由が生じたときは、当社は一時金などのお支払いまたは保険料のお払い込みの免除を行いません。当社は、すでに一時金などをお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払い込みを免除していたときでもその保険料のお払い込みを求めるすることができます。

（＊1）暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます）、暴力団構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（＊2）反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは一時金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

## 6. 詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合

●詐欺による取消または不法取得目的による無効により、一時金などを支払わない場合・保険料のお払い込みを免除しない場合の例は、つぎのとおりです。

- ・ご契約の締結または復活に際して、ご契約者・被保険者・一時金などの受取人に詐欺行為があったものと認められるとき（詐欺による取消）
- ・一時金などを不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもつてご契約を締結（復活）されたものと認められるとき（不法取得目的による無効）

※詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合、すでにお払い込みいたいた保険料はお返ししません。

## 7. ご契約が失効している場合

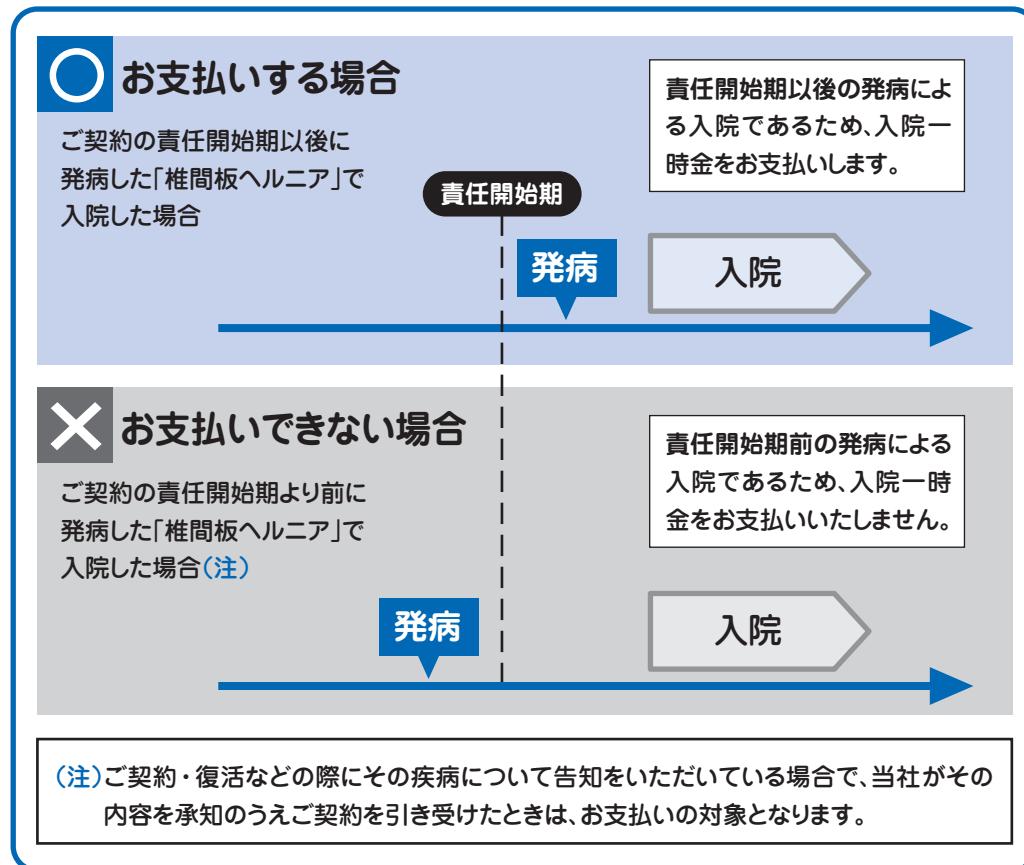
●保険料のお払い込みがなく、ご契約が失効しているときは、その後、一時金などの支払事由が生じても一時金などをお支払いできません。

※一時金などをお支払いする場合・お支払いできない場合については、次ページ以降の具体例をご参照ください。

## 【2】お支払いできない場合などの事例

●一時金などをお支払いする場合・できない場合の主な事例はつぎのとおりです。なお、ご契約内容によっては、異なる場合がありますので、必ずご契約の内容をご確認ください。また、「お支払いする場合」の例でも、「【1】一時金などをお支払いできない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合」にあてはまるときは一時金などをお支払いできないことがあります。

### 事例1 責任開始期と発病時期



○重点疾病一時金・入院一時金などは、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に発病した病気（疾病）または発生した不慮の事故による傷害などを原因とする場合がお支払いの対象となるものと定められています。したがって、責任開始期（ご契約時・復活時など）より前に発病していた病気や責任開始期（ご契約時・復活時など）より前に発生した不慮の事故などを原因とする場合にはお支払いできません。

○責任開始期（ご契約時・復活時など）前に発病した病気などを原因とする場合でも、つぎのいずれかに該当したときにはお支払いすることができます。

- ・ご契約・特約の復活などの際に、ご契約者または被保険者がその疾病について告知し、その内容を承知のうえ当社が保険契約・特約を受けたとき
- ・ご契約者および被保険者が、責任開始期（ご契約時・復活時など）前に原因となつた疾病について、「医師の診療」「健康診断などの検査における異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）」「その疾病による症状についての自覚

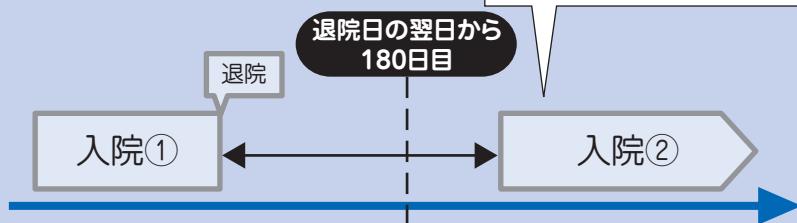
## 事例2 入院一時金のお支払い～複数回の入院



### ○ お支払いする場合

病気により30日入院後、退院日の翌日から数えて180日経過した後に、同じ病気で再入院した場合

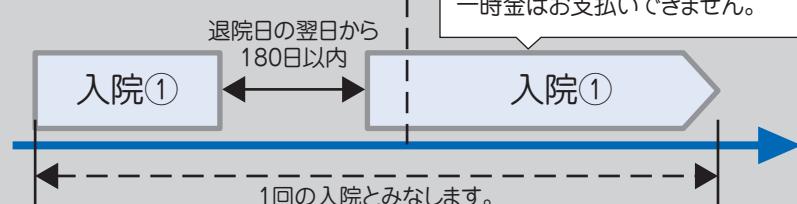
退院日の翌日から数えて180日以上経過しているため、入院①の病気とは別の病気での入院とみなし、入院一時金をお支払いします。



### ✗ お支払いできない場合

病気により30日入院後、退院日の翌日から数えて180日以内に、同じ病気で再入院した場合

退院日の翌日から数えて180日経過前に同じ病気で再入院した場合、1回の入院とみなすため、入院一時金はお支払いできません。



○同一の病気（疾病）で2回以上の入院をされた場合、入院一時金が支払われるうこととなった最終の入院の退院日の翌日から次の入院までの間隔が180日以内であれば、1回の入院とみなします。

(例)

- ・1回目の入院で80日間入院後退院し、その後100日が経過し、再度同一の病気で60日間再入院した場合、2回目の入院については入院一時金をお支払いしません（お支払いの対象となりません）。

○最終の入院の退院日の翌日から、その後入院するまでの間隔が180日以内であっても入院した原因が違う病気の場合は、新たな入院（2回の入院）とみなします。

○最終の入院の退院日の翌日から、180日経過した後に再度入院した場合は、入院した原因が同一の病気の場合も、新たな入院（2回の入院）とみなします。

\*入院した原因が同一の病気か違う病気かの判断は、診断書などにもとづき当社が行います。

\*重点疾病一時金も同様のお取扱いとなります。

### 事例3 入院一時金のお支払い～通算支払限度



#### お支払いする場合

入院一時金のお支払いが支払限度(通算20回)に達していないご契約において、病気で継続して2日以上入院された場合



入院一時金の支払限度(通算20回)に達していないため、  
**入院一時金をお支払いします。**



#### お支払いできない場合

入院一時金のお支払いがすでに支払限度(通算20回)に達しているご契約において、支払限度到達後に、病気で継続して2日以上入院された場合



入院一時金の支払限度(通算20回)に達しているため、通算20回をこえる  
**入院一時金はお支払いできません。**

○入院一時金については、更新前後を通算してお支払いできる限度回数を20回と定めており、その回数をこえる部分の入院についてはお支払いできません。

※重点疾病一時金も同様に限度を設けています。

## 事例4

# 重点疾病一時金のお支払い～保障範囲

しおり

一時金などをお支払いできない場合など



## お支払いする場合

### 【保険契約の型がI型の場合】

- 「脳梗塞」と医師に診断され、その入院日数が継続して2日以上ある場合

約款で定める「生活習慣病」に該当するため、  
**重点疾病一時金(生活習慣病一時金)をお支払いします。**

### 【保険契約の型がII型の場合】

- 「子宮筋腫」と医師に診断され、その入院日数が継続して2日以上ある場合

約款で定める「女性疾病」に該当するため、  
**重点疾病一時金(女性疾病一時金)をお支払いします。**



## お支払いできない場合

- 「肺炎」と医師に診断され、その入院日数が継続して2日以上ある場合

約款で定める重点疾病(I型：生活習慣病、II型：女性疾病)に該当しないため、  
**重点疾病一時金はお支払いできません。**

○重点疾病一時金のお支払いは、入院の直接の原因である疾病が約款に定める保障対象となる疾病に該当する場合にかぎります。

※保障対象となる疾病などの内容

保険契約の型	重点疾病一時金の内容	保障対象となる疾病	
		対象範囲	具体例
I型	生活習慣病一時金	普通保険約款 別表1の「対象となる生活習慣病」	脳梗塞、急性心筋梗塞、高血圧症
II型	女性疾病一時金	普通保険約款 別表2の「対象となる女性疾病」	子宮筋腫、帝王切開、高血圧症、ぼうこう炎、胆石症

参照 64ページ

普通保険約款別表  
1、2

## 事例5 入院一時金などのお支払い～告知義務違反による解除



### お支払いする場合

現在完治している肺炎について、2年前に治療されていたことを告知書で告知され、ご契約を復活し、復活から1年後に肺炎を原因として、2日以上継続して入院された場合



ご契約の復活に際して、  
告知義務違反がないため、  
**入院一時金を  
お支払いします。**



### お支払いできない場合

慢性腎不全で通院していることを告知書で告知されずにご契約を復活され、復活から1年後に慢性腎不全を原因として、2日以上継続して入院された場合



告知義務違反により  
契約は解除となり、  
**入院一時金は  
お支払いできません。**

- ご契約の復活に際し、ご契約者や被保険者が、当社が告知を求めた事項について故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合には、責任開始日（復活日など）から起算して2年以内であればご契約を解除し、一時金などをお支払いできないことがあります（責任開始日（復活日など）から起算して2年を経過していても、2年以内に一時金などの支払事由が発生していた場合には、ご契約を解除することがあります）。
- 告知義務違反の対象となった事実と請求原因となった事実との間に因果関係が認められないときは、一時金などをお支払いします。
- 営業職員に口頭でお話しされただけでは告知したことにはならず、告知義務違反によりご契約が解除となる場合があります。

# 更新に際して

- ご契約の前には、必ず「契約概要（設計書）」、「意向把握・意向確認書」、「ご契約に際しての重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」をお渡しし、内容説明を行います。内容を十分ご確認のうえお申込みください。

## 【1】お申込みの流れ

お客様のご意向に沿った保険商品のご提案を行うための情報提供をいたします（個人情報のお取扱いについてご了承ください）。



お客様のご意向を確認しながら、おすすめするプランを「契約概要（設計書）」で説明します。とくにつぎの点などについては、取扱者が口頭で説明しますので、ご了解ください。

- ①「契約概要（設計書）」には、とくにご確認いただきたい契約の内容等に関する重要な事が記載されていること
- ②記載された支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表の事例を示していること



「ご契約に際しての重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」を説明し、「ご契約のしおり・約款」（当冊子）をお渡しします。また、お申込みいただくプランがお客様の意向と合致しているかを「意向把握・意向確認書」で確認させていただきます（意向と合致していない場合は、取扱者にお申し出ください）。

注意喚起情報は、とくにつぎの点などについては、取扱者が口頭で説明しますので、ご了解ください。

- ①「注意喚起情報」には、ご契約の申込みに際してとくにご注意いただきたい事が記載されていること
- ②一時金・給付金などをお支払いできない場合など、お客様にとってとくに不利益な情報が記載された事項を読むことが重要であること
- ③現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本保険商品のお申込みを検討されている場合、お客様にとって不利益になる可能性があること



申込書をご記入いただきます（その後、第1回保険料充当金をお払い込みいただきます）。

**参照 39 ページ**

効力を失ったご契約の復活について

## 【2】当社の生命保険募集人の権限

- 当社の生命保険募集人（募集代理店を含みます）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

ご契約の成立後にご契約の内容の変更などをされる場合、原則としてご契約内容の変更などに対する当社の承諾が必要になります。

(例) ・保険契約の復活 など

- 当社では、ご契約内容変更などの手続きは一部を除いて、当社の営業職員経由もしくは本社・支社の窓口または郵送でお取扱いしております。詳しくはもよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

## 【3】保険証券について

- ご契約を更新されると、保険証券をご契約者あてに郵送いたします。  
保険証券とお申込みの契約内容が相違していないか、お確かめください。
- 保険証券は、その後の契約内容の変更等各種お手続きを行う場合に必要となります。紛失等されませんよう大切に保管願います。

## 【4】申込書・告知書のご記入

- 申込書は、ご契約者ご自身で記入してください。記入内容を十分お確かめのうえ、署名、押印をお願いします。
- ご契約者と被保険者が異なる場合、被保険者欄は被保険者ご自身で署名、押印をお願いします。
- ご契約の更新をお申込みになる場合には、被保険者の健康状態などを告知していただく必要はありません。ただし、復活などされるときには、被保険者ご自身で告知書に正確にご記入（告知）をお願いします。

## 【5】告知に関するご注意点について

### 1. 告知の重要性

- ご契約をお引き受けするにあたっては、これを決めるための重要な事項をおたずねすることになります。そのため、ご契約者・被保険者には健康状態など重要な事項について告知していただく義務があります。生命保険は、多数の方が保険料を出し合って、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態が良くない方や危険度が高い職業に従事されている方などが無条件に契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。そこで、ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など「告知書」で当社がおたずねする重要な事項（「申込書」でおたずねする告知事項を含みます）について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
- 告知をお受けできる権利（告知受領権といいます）は、生命保険会社（当社所定の書面（「告知書」）にご記入いただく場合）および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（募集代理店等を含みます）には告知受領権がないので、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。必ず、被保険者ご自身で告知書にご記入ください。

### 2. 正しく告知されない場合のデメリットについて

- 告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（復活日など）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約（特約のみの場合を含みます）を解除することができます。

- ・責任開始日（復活日など）から2年を経過していても、一時金などの支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することができます。
- ・ご契約を解除した場合には、たとえ一時金などをお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払い込みを免除する事由が発生していても、お払い込みを免除することはできません（ただし、「一時金などの支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、一時金などをお支払いまたは保険料のお払い込みを免除することができます）。

※なお、上記のご契約を解除させていただく場合以外にも、ご契約の締結状況などにより、一時金などをお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、一時金などをお支払いできないことがあります。

この場合、

- ・責任開始日（復活日など）からの年数は問いません（告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります）。
- ・すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

## 〔具体例〕

	告知義務違反	告知義務違反の内容が特に重大な場合(詐欺による取消)
具体的な内容 (例)	1年前に胃潰瘍で入院したことを告知しなかった。	加入直前に、胃ガンと診断(本人了知)され、手術したことを、故意に(わざと)告知しなかった。
解除・取消される期間	責任開始日(復活日など)から2年以内	責任開始日から2年以上経過していても取消となることがあります。
解除・取消したときの一時金など	お支払いできません。 (ただし、支払事由と解除原因に因果関係がなければお支払いすることができます)	お支払いできません。

## ●告知に関するお問い合わせ窓口

「告知に関する疑問」、「告知いただいた内容のご照会」などは下記照会先までお問い合わせください。

**太陽生命保険株式会社 契約査定課**

電話番号：0120-506-376（通話無料）

受付時間：月～金曜日 9時～17時

(土・日・祝日・年末年始(12月30日～翌年1月4日)は休業します)

### 3. 当社が告知義務違反による解除ができない場合

●つぎのような場合は、当社は告知義務違反による解除はできません。

- ・ご契約の締結または復活などの際、当社が解除の原因を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき
- ・生命保険募集人(募集代理店を含みます)が、ご契約者や被保険者が告知をすることを妨げたとき、または、告知しないことをすすめたときや事実でないことを告げるようすすめたとき

## 【6】契約確認

- 当社で委託した業務士等が、ご契約のお申込後にご契約のお申込内容や告知内容等についてご確認させていただく場合があります。

## 【7】保険料払込時のご注意

- 保険料の区分により、つぎのとおりお取扱いの内容が異なります。該当される項目をご覧ください。
- 営業職員経由でお申込みの場合

区分	お取扱い
第1回保険料に充当する金額	当社の営業職員にお払い込みいただく際には、必ず引き換えに当社所定の領収証（当社の社名および社印が印刷されたもの）をお受け取りください。 また、デビットカードを利用することによりお払い込みいただく際には口座引落確認書を、クレジットカードを利用することによりお払い込みいただく際にはクレジットカードの売上票（利用票）を必ずお受け取りください。
第2回以後の保険料	口座振替扱契約の場合、当社指定の金融機関等の中からご契約者が原則ご本人名義の口座をご指定ください。ご指定の口座より自動的に保険料が当社に払い込まれます。

## 【8】クーリング・オフ制度等(ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除)

- 生命保険は長期にわたるご契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討くださいますようお願いいたします。
- お申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます）は、つぎの範囲内で、書面によりご契約の申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。

お申込み経路	お申込みの撤回等のお取扱期間
・営業職員	<p>●つぎのいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内</p> <p>①更新後のご契約の申込日 ②「ご契約に際しての重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」（＊）の交付日 ③更新日（更新前契約の保険期間満了日の翌日）</p>

（＊）保険契約の申込みの撤回または解除に関する事項を記載した、保険業法第309条第1項第1号に定める書面になります。

- お申込みの撤回等は、書面発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により取扱支社または太陽生命本社あてに、つぎの項目をご記入のうえ、発信してください。

- ①お申込みを撤回等する旨
- ②お申込みいただいた商品名
- ③更新後のご契約の申込日
- ④申込者等の住所・電話番号・氏名（自署）

ご記入例

**太陽生命保険株式会社 行**

① 私は下記の保険契約の申込みの撤回を行います。

②	商品名	○○○○○
③	申込日	○月○日
④	住所	○○県○○市○○町○-○-○
	電話番号	○○○-○○○-○○○○
	申込者（契約者）	○○ ○○

お申込者（ご契約者）ご自身がご署名ください。

- お申込みの撤回等をされた場合には、更新時に当社が受領した金額をお返しします。
- 当社は申込者等に対し、お申込みの撤回等に伴う損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。

### ！ご注意

- つぎの場合などには、お申込みの撤回等の取扱ができません。
  - ①法人契約
  - ②債務履行の担保のための保険契約
  - ③保険契約の成立後に契約内容変更（一時金額の減額など）を行った場合

## 【9】個人情報のお取扱いについて

当社では、お客様からの信頼を第一と考え、「個人情報の保護に関する法律」および関係法令等を遵守するとともに、個人情報の保護と安全管理に関する方針を定め、お客様の個人情報について適正な取扱いに努めています。

### 1. 個人情報の取得・利用目的

- 当社はお客様から取得する個人情報をつきの目的のために業務上必要な範囲で利用します。  
なお、当該個人情報は既に取得しているものも含みます。
  - ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
  - ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
  - ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
  - ④その他保険に関連・付随する業務
- ※当社は医療・健康等の機微（センシティブ）情報を含め、本契約において取得した個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約・保険期間終了後など保険契約が消滅した後も保持し、上記利用目的のために利用させていただくことがあります。なお、当社が申込関係書類等を取得した場合、それらの書類は返却いたしません。

### 2. 医療・健康等の機微（センシティブ）情報のお取扱い

- 当社はお客様の機微（センシティブ）情報については、各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公正性の確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性の確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保することを目的として、業務上必要な範囲で契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人・保険募集人・事務担当者等に開示する場合があります。なお、機微（センシティブ）情報には、当社が既に取得し管理しているものも含まれます。これらの個人情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

### 3. 個人情報の第三者提供の制限

- 当社は業務上必要な範囲を超えて、個人情報を第三者に提供いたしません。個人情報を第三者に提供するのは以下の場合に限定されております。
  - ①各種保険契約のお引受け、保険金・給付金等のお支払い等に際し、診査・診察・面接等を行った医療機関や確認会社などの関係先へ業務上必要な照会を行う場合  
提供する個人情報の項目は、氏名、住所、生年月日、健康状態等です。提供する手段または方法は、郵送等による書面問合せの方法によります。なお、この場合、当該医療機関や確認会社等の関係先より、当社が個人情報の提供を受けることもあります。
  - ②当社は引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあります。かかる場合（既に再保険出再契約を締結している場合を含みます）に、再保険会社（再々保険会社を含みます）における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・

給付金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社へ提供する場合

提供する手段または方法は、契約時にご提出頂いた書類がある場合は、その送付もしくは、当社が編集・加工した帳票または電磁的記録媒体の送付・送信によります。（個人情報の取扱いについては、再保険会社との再保険契約の中で、当社と同等の水準の個人情報保護水準を求めております。）

③当社の業務上必要な範囲で、グループ会社、外部の情報処理業者、他の保険会社、嘱託医、面接士、募集代理店、契約確認会社等の委託先へ提供する場合

④法令にもとづく場合（法令により情報の開示が許容されている場合を含みます）

⑤団体（集団）扱にてお払込みの保険契約について、保険料の引き去り、配当金のお支払い、年末調整などの事務処理に必要な情報を団体（集団）へ提供する場合

※当社の個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）の詳細については、当社のホームページ（<http://www.taiyo-seimei.co.jp/>）をご覧ください。

## [10]本人特定事項等の確認について

●当社では、犯罪収益移転防止法にもとづき、保険契約締結等の際、お客様の本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業の内容等の確認を行っております。これは、お客様の取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、本人特定事項等を変更されたときは、すみやかにもよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。

## [11]支払査定時照会制度について

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。

●当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とする目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記

の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

- 保険金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。

相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。

また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。

また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

#### 【相互照会事項】

つきの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものには除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

\*「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

#### ●お問い合わせ窓口

当社の個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）や支払査定時照会制度の詳細については、当社のホームページ (<http://www.taiyo-seimei.co.jp/>) をご覧ください。

## 【12】当社の組織形態および株式会社の運営について

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社におけるご契約者は相互会社のように、「社員」として会社の運営に参加することはできません。

## 【13】「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。

保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（＊1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（＊2）を除き、責任準備金等（＊3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（＊4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約解除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約解除とは別に、一定期間特別な解約解除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

（＊1）特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能ですが（実際に

削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。

(＊2)破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

#### 高予定利率契約の補償率

$$=90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$$

(注1)基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

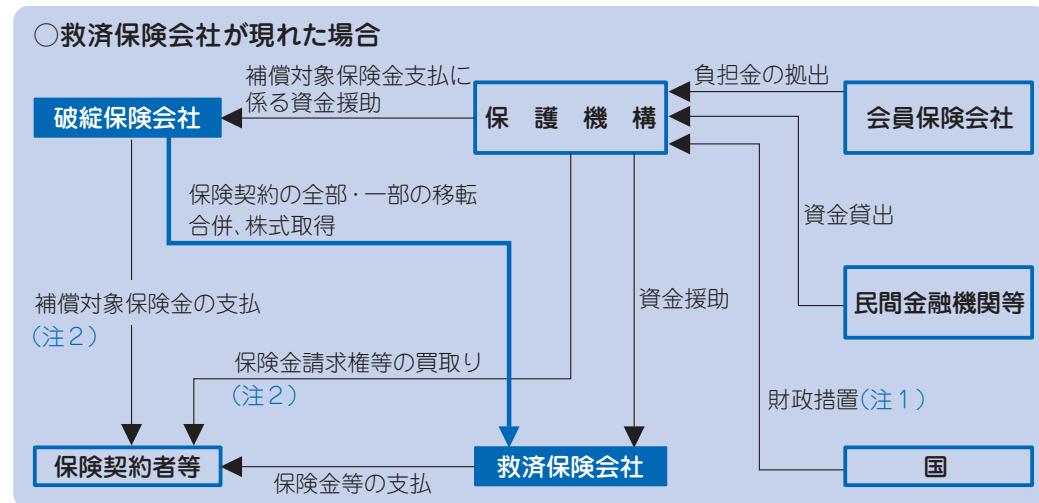
(注2)一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

(＊3)責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

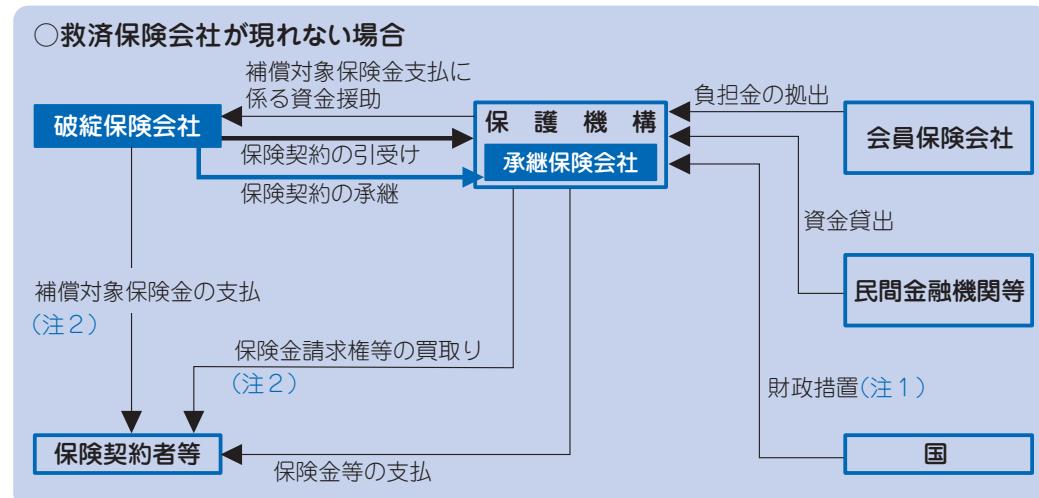
(＊4)個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

### ●仕組みの概略図

#### ○救済保険会社が現れた場合



#### ○救済保険会社が現れない場合



(注1)上記の「財政措置」は、平成29年(2017年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に對応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない

場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2)破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、(\*2)に記載の率となります。)

■補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

●生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

# ご契約後について

## 【1】保険料の払込方法について

- 保険料は払込期月中に当社へお払い込みください。お払い込みにはつきのような方法があります。

### 1. 口座振替扱によるお払い込み

- 当社指定の金融機関等の、ご契約者が指定された口座より自動的に保険料が当社に払い込まれる方法です。  
詳しくは、「保険料口座振替扱特約条項」をご覧いただくな、当社の営業職員またはもよりの支社におたずねください。

**参照 91 ページ**

保険料口座振替扱特約

### 2. 送金扱によるお払い込み

- 口座振替扱でのお払い込みができない場合に、郵便振替等で保険料をお払い込みいただく方法です。  
あらかじめ当社から「お払い込みのご案内」をお送りしますので、払込期月中に同封の振替用紙で、もよりの郵便局または当社提携先のコンビニエンス・ストアからお払い込みください。その際の受領証は、保険料領収証のかわりとなりますので、大切に保管してください。

### 3. 団体扱によるお払い込み

- 集団扱・団体扱契約の場合に、勤務先団体を経由してお払い込みいただく方法です。この場合は、まとめて1枚の領収証を団体代表者にお渡しし、個々のご契約者にはお渡しません。

### 4. 店頭扱によるお払い込み

- もよりの支社または本社に持参してお払い込みいただく方法です。

#### ◆保険料をまとめて払い込む方法

保険料をまとめてお払い込みいただける制度として、つきのような制度があります。

##### ■前納

- ・まだ保険料期間の到来していない将来の月払保険料を前もって納めて(払い込んで)いただく方法です。前納された保険料（前納保険料といいます）はいったん保険会社が預かり、その預かり金の中から、毎月、保険料として充当していきます。
- ・当月分を含めて6カ月分以上お払い込みいただくときは所定の割引があります。
- ・ご契約が途中で消滅（死亡・解約など）した場合や保険料の払込免除事由が発生した場合、[前納保険料の残額（前納未経過保険料といいます）があれば払い戻されれます](#)（前納保険料のご契約者のお申し出による払い戻しは行いません）。

## お願い

- お払い込み方法の変更を希望される場合や、転居および勤務先団体からの脱退等の場合は、すみやかにもよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお申し出ください。お払い込み方法の変更についてお申し出があつた場合、当社所定の事務手続きを経て、新たなお払い込み方法に変更させていただきます。この場合、新たなお払い込み方法に変更されるまでの間の保険料は、お手数でも、もよりの支社または本社にてお払い込みください。

## 【2】払込猶予期間とご契約の効力について

- 保険料は払込期月中にお払い込みください。払込期月中にご都合のつかない場合は、猶予期間中にお払い込みください。**保険料のお払い込みがないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は効力がなくなります（失効といいます）。**
- 月払契約の保険料お払い込みの猶予期間は「払込期月の翌月初日から末日まで」です。

(例) 月払の場合



## 【3】効力を失ったご契約の復活について

- 万一ご契約の効力がなくなった場合でも、失効してから2年以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。この場合には、以下の取扱となります。
  - ・あらためて告知していただきます。
  - ・その結果、当社が復活を承諾したときは、お払い込みを中止された時から復活するまでの保険料（延滞保険料）を一括で払い込んでいただきます。当社は延滞保険料を受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から、保険契約上の責任を負います。

## ！ご注意

- 復活の際に、つぎに該当する場合などは、復活できません。
  - ・健康状態が当社所定の基準を満たさないとき
  - ・すでに解約されているとき
  - ・ご契約の効力がなくなった状態で保険期間満了日をこえているとき
- 営業職員には、復活を承諾する権限はありません。

## 【4】お払い込みが困難なときの継続方法について

保険料のお払い込みが困難になられたときでも、ご契約を有効にお続けいただけるように、つぎのような方法があります。

### 1. 保険料の負担を軽くしたいとき

#### 一時金額の減額

- 一時金額を少なくして以後の保険料を少なくします。
  - ※一時金額の減額は、有効中のご契約にかぎりお取り扱いします。
  - ※当社所定の範囲内でのお取扱いとなります。

## 【5】契約者配当金について

- この保険は無配当保険です。したがって、契約者配当金はありません。
- 特約も契約者配当金はありません。

## 【6】受取人・住所などの変更や証券紛失

### 1. 保険契約者の変更

- ご契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険契約者を変更することができます。  
保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（保険料を支払う義務など）は、すべて新しい保険契約者に引き継がれます。

**！ご注意**

- 生命保険金は、保険契約者・被保険者・受取人の関係によって、税法上の取扱いが異なりますので、変更にあたっては事前に十分ご確認ください。  
(税法上の取扱いについては、「税金について」をご覧ください。)

## 2. 指定代理請求人の変更

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。

## 3. 住所の変更について

- 転居、住居表示の変更などによって、ご住所が変更となったときは、すみやかにもよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）までご連絡ください。

## 4. 改姓・改名時

- 保険契約者・被保険者などが改姓または改名されたときは、すみやかにもよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）までご連絡ください。

## 5. 保険証券紛失時

- 保険証券を紛失されたときは、すみやかにもよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）までご連絡ください。

# 【7】ご解約と解約払戻金について

## 1. 解約について

- 解約はいつでもできますが、解約された場合、ご契約は将来に向かって消滅し、以後の保障はなくなります。
- 現在ご加入の契約を解約された場合、解約されたご契約を元に戻すことはできません。また、健康状態などによっては、新たなご契約に加入しようとしても、お引受けできない場合があります。

## 2. 解約した場合の特約の取扱い

- 主契約を解約されると、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。

### 3. 解約払戻金について

- この重点疾病一時金保険（付加された特約を含みます）には、解約払戻金はありません。したがって、解約・減額をした場合または告知義務違反・重大事由により解除された場合でも払戻金はありませんので、ご注意ください。
- ご継続を迷われた場合は、ぜひお気軽に当社担当者または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）へご相談ください。

\*お払い込みが困難なときは、一時金額の減額などがあります。

#### お願い

- ご契約者と被保険者の家族関係が変わったこと等により、被保険者から契約を解約して欲しい旨のお申し出があった場合は、解約についてご検討ください。解約される場合は、ご契約者からのお申し出が必要です。

### 【8】受取人によるご契約の継続について

- 債権者等が、保険契約の解約を当社に請求してきた場合は、その通知が当社に到達した日の翌日から1ヵ月を経過した日に効力を生じるものとします。
- 債権者等から、保険契約解約の請求があった場合は、当社はご契約者に対しその旨のご連絡をします。なお、上記の解約請求があった場合でも、所定の要件を満たしている一時金等の受取人は、ご契約者の同意を得て、債権者等からの解約通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払う（介入する）ことでご契約を継続することができます。

# 税金について

## ！ご注意

- 本項記載の税務のお取扱いは、平成28年6月現在の税制にもとづくものです。今後、税制の改正などに伴い、記載の内容が変更されることがあります。個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

## 【1】生命保険料控除について

- 一般的な生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料をお払い込みになった場合には、年間払込保険料（\*1）に応じた額が、その年の所得から控除され、所得税と住民税が軽減されます。  
※この保険の主契約（重点疾病一時金保険）については、無事故給付金特則が付加されている場合は一般生命保険料控除の対象となり、無事故給付金特則が付加されていない場合は介護医療保険料控除の対象となります。また、特定疾病一時金特約については、介護医療保険料控除の対象となります。  
(\*1)年間払込保険料とは、当年中(1月から12月まで)にお払い込みいただいた保険料です。  
(以下同様とします)

- 生命保険料控除の適用対象となる保険契約・保険料は、つぎのとおりです。

項目	内 容
対象となる保険契約	・受取人すべてが、保険料のお払い込みをする方、その配偶者またはその他の親族であるご契約にかぎります。
対象となる保険料	・年間払込保険料の合計額です。ただし、身体の傷害のみに基づいて保険金・給付金等が支払われる保険・特約は、生命保険料控除の対象外となります。 ※保険料払込方法が一時払のご契約の場合、一時払保険料をお払い込みになられたその年のみ生命保険料控除が適用されます。

- 生命保険料控除の適用を受けるためには、年末調整または確定申告の際に申告する必要があります。申告の際には、当社から毎年郵送される「生命保険料控除証明書」が必要になりますので、大切に保管してください。

### ■所得税の所得控除額

- ・一般的な生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料について、それぞれつぎの表のとおりの金額となり、その上限額はそれぞれ40,000円、あわせて120,000円となります。

年間払込保険料	総所得金額から控除される金額
20,000円以下のとき	全 額
20,000円をこえ40,000円以下のとき	(年間払込保険料×1/2) + 10,000円

年間払込保険料	総所得金額から控除される金額
40,000円をこえ80,000円以下のとき	(年間払込保険料×1/4) + 20,000円
80,000円をこえるとき	一律40,000円

## ■住民税の所得控除額

- 一般的の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料について、それぞれつぎの表のとおりの金額となり、その上限額はそれぞれ28,000円、あわせて70,000円となります。

年間払込保険料	総所得金額から控除される金額
12,000円以下のとき	全額
12,000円をこえ32,000円以下のとき	(年間払込保険料×1/2) + 6,000円
32,000円をこえ56,000円以下のとき	(年間払込保険料×1/4) + 14,000円
56,000円をこえるとき	一律28,000円

### ！ご注意

- この生命保険料控除の内容は、契約日が平成24年1月1日以降のご契約に適用されます。
- 契約日が平成23年12月31日以前のご契約がある場合、上記と異なる取扱となることがあります。

## 【2】一時金などの税法上のお取扱い

- 重点疾病一時金、入院一時金、特定疾病一時金については、一般的に税金がかかりません（ご契約者が法人でかつ受取人の場合は課税されることがあります）。
- ※指定代理請求人が受取人の代わりに一時金などを受け取った場合も非課税となります。

# 免責事由一覧

## 【1】一時金を支払わない場合

名 称	一時金を支払わない場合 (免責事由)
入院一時金	<ul style="list-style-type: none"><li>・保険契約者の故意または重大な過失</li><li>・被保険者の故意または重大な過失</li><li>・被保険者の犯罪行為</li><li>・被保険者の精神障害を原因とする事故</li><li>・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</li><li>・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</li><li>・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</li><li>・被保険者の薬物依存 (*1)</li><li>・地震、噴火または津波 (*2)</li><li>・戦争その他の変乱 (*2)</li></ul>

(\*1)不慮の事故を原因とする入院一時金を除きます。

(\*2)保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、全部または一部をお支払いすることがあります。

## 【2】保険料のお払い込みを免除しない場合

保険料のお払い込みを免除する場合 (払込免除事由)	保険料のお払い込みを免除しない場合 (免責事由)
所定の高度障害状態	<ul style="list-style-type: none"><li>・保険契約者または被保険者の故意</li><li>・被保険者の犯罪行為</li><li>・戦争その他の変乱（＊）</li></ul>
不慮の事故による所定の身体障害状態	<ul style="list-style-type: none"><li>・保険契約者または被保険者の故意</li><li>・保険契約者または被保険者の重大な過失</li><li>・被保険者の犯罪行為</li><li>・被保険者の精神障害を原因とする事故</li><li>・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</li><li>・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</li><li>・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</li><li>・地震、噴火または津波（＊）</li><li>・戦争その他の変乱（＊）</li></ul>

（＊）保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、全部または一部のお払い込みを免除することがあります。

# 約款をお読みいただくに際して

## 【1】約款をお読みいただくに際して

この約款をお読みいただく際の参考としてください。

なお、当社の定める取扱基準等は、将来変更することがあります。

### ■保険料期間について（払込方法が月払の場合）

保険料期間	【例】契約日が4月1日で、8月分の保険料期間
当月の契約応当日から翌月の契約応当日の前日まで	保険料期間は8月1日～8月31日まで

### ■解約払戻金について

この保険には解約払戻金はありません。

### ■保険契約者に対する貸付（契約者貸付）について

この保険は契約者貸付のお取扱いはできません。

### ■更新について

ご契約者は、保険期間満了日の2週間前（＊）までにお申し出いただくことにより、被保険者の健康状態にかかわらず、保険期間満了日の翌日に、当社所定の範囲内で更新することができます。

（＊）保険契約者に特別な事情があると当社が認めた場合は、この期間を短縮することができます。

更新制度のお取扱いは、更新日における被保険者の年齢が80歳以下である必要があります。

## 【2】請求書類一覧

●一時金・給付金などのご請求には、つぎの書類をご準備ください。

請求に必要な書類など 一時金・給付金などの名称	当社所定の請求書	保険証券料および収最終の領び	当社所定の様式による被保険者の		こ不と慮をの証事す故るで書あ類る	被保険者の住民票	各受取人の戸籍抄本	各受取人の印鑑証明書	保険契約者の印鑑証明書
			医師の診断書	入院証明書					
生活習慣病一時金（I型）									
女性疾病一時金（II型）	●	●	●	●	●	●	●	●	
入院一時金					(*1)	(*2)			
（無配当特定疾病一時金特約） 特定疾病一時金	●	●	●			●	●	●	
無事故給付金	●	●				●			●
保険料の払込免除	●	●	●		●	●			
指定代理請求	(注1)								

(\*1)病気を原因とする場合は必要ありません。

(\*2)一時金の受取人と同一人の場合は必要ありません。

(\*3)身体障害状態に該当された場合のみ必要となります。

(注1)指定代理請求特約の指定代理請求人による請求の場合には、つぎの書類をご準備ください。

- ・普通保険約款または無配当特定疾病一時金特約(07)条項に定める一時金・給付金または保険料の払込免除の請求に関する必要書類
- ・被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本
- ・指定代理請求人の住民票および印鑑証明書
- ・被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
- ・指定代理請求人が被保険者の治療費の支払を行っていることを証する領收証の写し
- ・指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し
- ・指定代理請求人が法律にもとづく保護者選任審判を受けているときは、保護者選任審判書の写し

\*当社は、上表に掲げる書類のほか、とくに必要と認めた書類の提出を求め、また不需要と認めたときは、提出すべき書類の一部につき提出を免除することがあります。

ります。

しおり

約款をお読みいただく際に際して

しおり

約款をお読みいただぐに際して

# 無配当重点疾病一時金保険（07）普通保険約款

(平成26年10月1日改正)

## (この保険の趣旨)

この保険は、被保険者の医療保障を行うことを目的とし、つぎの保障を主な内容とするものです。

### (1) 重点疾病一時金

被保険者が保険期間中に、重点疾病（保険契約の型がⅠ型の場合は生活習慣病、保険契約の型がⅡ型の場合は女性疾患をいいます。）と診断され、その重点疾病により継続して2日以上入院したときにお支払いします。

### (2) 入院一時金

被保険者が保険期間中に、不慮の事故による傷害または疾病により継続して2日以上入院したときにお支払いします。

### (3) 保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に高度障害状態または不慮の事故による傷害により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。

### (4) 無事故給付金（無事故給付金特則を付加した場合）

保険期間の満了時に生存し、かつ、重点疾病一時金の支払がなかったときにお支払いします。

## 1. 会社の責任開始期

### (会社の責任開始期)

第1条 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

#### (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合

第1回保険料を受け取った時

#### (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合

第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）

② 会社の責任開始の日を契約日とします。

③ 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、契約日から起算します。

④ 会社が保険契約の申込を承諾したときは、保険契約者に、保険契約の内容に応じて、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。

(1) 会社名

(2) 保険契約者の氏名または名称

(3) 被保険者の氏名

(4) 支払事由または給付金等の名称（支払事由のある特約を付加する場合、特約の支払事由または給付金等の名称を含みます。）

(5) 保険期間

(6) 重点疾病一時金額および入院一時金額ならびにその支払方法

(7) 保険料およびその払込方法

(8) 契約日

(9) 保険証券を作成した年月日

## 2. 用語の定義および保険契約の型

### (用語の定義)

第2条 この普通保険約款において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

#### (1) 「生活習慣病」

「生活習慣病」とは、別表1に定める生活習慣病をいいます。

#### (2) 「女性疾患」

「女性疾患」とは、別表2に定める女性疾患をいいます。

#### (3) 「重点疾病」

「重点疾病」とは、次条に定める保険契約の型により、つぎのとおりとします。

ア. 保険契約の型がⅠ型の場合は、生活習慣病をいいます。

イ. 保険契約の型がⅡ型の場合は、女性疾患をいいます。

#### (4) 「重点疾病一時金」

「重点疾病一時金」とは、次条に定める保険契約の型により、つぎのとおりとします。

ア. 保険契約の型がⅠ型の場合は、第4条（重点疾病一時金の支払）に定める生活習慣病一時金をいいます。

イ. 保険契約の型がⅡ型の場合は、第4条（重点疾病一時金の支払）に定める女性疾病一時金をいいます。

#### (5) 「一時金」

「一時金」とは、重点疾病一時金または第6条（入院一時金の支払）に定める入院一時金をいいます。

#### (保険契約の型)

第3条 保険契約者は、保険契約の締結の際、つぎのいずれかの保険契約の型を選択するものとします。

保険契約の型	I型	II型
重点疾病一時金および入院一時金 入院一時金	生活習慣病一時金 入院一時金	女性疾病一時金 入院一時金

② 前項に規定する保険契約の型の変更は取り扱いません。

### 3. 一時金の支払

#### (重点疾病一時金の支払)

第4条 この保険契約において支払う重点疾病一時金は、つぎのとおりです。

② 保険契約の型がⅠ型の場合、この保険契約において支払う重点疾病一時金は、生活習慣病一時金とし、つぎのとおりとします。

名称	一時金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人
生活習慣病一時金	被保険者が責任開始期（復活が行われた場合、最後の復活の際の責任開始期。以下同様とします。）以後に、生活習慣病を発病したと医師に診断され、かつ、保険期間中にその生活習慣病を直接の原因とする、つぎのいずれにも該当する入院をしたとき (1) その入院が生活習慣病の治療を目的とすること (2) その入院が別表3に定める病院または診療所（以下「病院または診療所」といいます。）における別表4に定める入院であること (3) その入院日数が継続して2日以上であること	入院1回につき、 重点疾病一時金額	被保険者

③ 保険契約の型がⅡ型の場合、この保険契約において支払う重点疾病一時金は、女性疾病一時金とし、つぎのとおりとします。

名称	支払事由	支払金額	受取人
女性疾病一時金	被保険者が責任開始期以後に、女性疾病を発病したと医師に診断され、かつ、保険期間中にその女性疾病を直接の原因とする、つぎのいずれにも該当する入院をしたとき (1) その入院が女性疾病的治療を目的とすること (2) その入院が病院または診療所における別表4に定める入院であること (3) その入院日数が継続して2日以上であること	入院1回につき、 重点疾病一時金額	被保険者

#### (重点疾病一時金の支払に関する補則)

第5条 被保険者が重点疾病一時金の支払事由に該当する入院を開始したときまたは入院中に、その入院開始の直接の原因となった重点疾病と異なる重点疾病を併発していた場合または併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった重点疾病による継続した1回の入院とみなして前条の規定を適用し、重点疾病一時金の支払は1回のみとします。

② 被保険者が重点疾病一時金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった重点疾病が同一かまたは医学上重要な関係にあるときは、1回の入院とみなして前条および第8条（一時金の支払限度）第1号の規定を適用し、重点疾病一時金の支払は1回のみとします。

③ 前項に該当した場合でも、同一の重点疾病（医学上重要な関係があるときを含みます。）により重点疾病一時金が支払われ、最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過した後に入院を開始したときは、新たな入院とみなして前条の規定を適用します。

④ 被保険者が重点疾病以外の原因による入院中に、重点疾病を併発し、その重点疾病的治療を開始したときは、その治療を開始した日からその治療を終了する日までの入院をその重点疾病を直接の原因とする入院とみなして取り扱います。ただし、その重点疾病のみによっても入院の必要があるときにかぎります。

- ⑤ 被保険者の入院中に重点疾病一時金額が減額されたときは、重点疾病一時金の支払金額は、支払事由に該当した日現在の重点疾病一時金額にもとづいて支払います。
- ⑥ 被保険者の入院中に、保険期間が満了した場合には、保険期間が満了した時を含んで継続している入院は、有効中の入院とみなして前条の規定を適用します。
- ⑦ 被保険者が責任開始期前に発病した重点疾病的治療を目的として入院した場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内に開始した入院について、つぎのア. またはイ. のいずれかの場合に該当するときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- ア. 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその重点疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その重点疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
- イ. その重点疾病（その重点疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
- a. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
  - b. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
  - c. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- (2) 責任開始期の属する日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- ⑧ 保険契約者が法人のときは、前条の規定にかかわらず、重点疾病一時金の受取人は保険契約者とします。

#### （入院一時金の支払）

第6条 この保険契約において支払う入院一時金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人	支払事由に該当しても入院一時金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
入院一時金	<p>被保険者が保険期間中に、つぎのいずれにも該当する入院をしたとき</p> <p>(1) 責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因とする入院であること、または、責任開始期以後に生じた別表6に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に開始した入院であること</p> <p>(2) その入院が治療を目的とすること</p> <p>(3) その入院が病院または診療所における別表4に定める入院であること</p> <p>(4) その入院日数が継続して2日以上であること</p>	<p>入院1回につき、 入院一時金額</p>	<p>被保険者</p>	<p>つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(3) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(8) 被保険者の薬物依存（備考5に定めるところによります。ただし、入院一時金の支払事由のうち不慮の事故による場合を除きます。）</p> <p>(9) 地震、噴火または津波</p> <p>(10) 戦争その他の変乱</p>

#### （入院一時金の支払に関する補則）

第7条 被保険者が入院一時金の支払事由に該当する入院を開始したときまたは入院中に、つぎのいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故または疾病による継続した1回の入院とみなして前条の規定を適用し、入院一時金の支払は1回のみとします。

- (1) その入院開始の直接の原因となった不慮の事故または疾病と異なる不慮の事故が生じていたときまたは生じたとき
- (2) その入院開始の直接の原因となった不慮の事故または疾病と異なる疾病を併発していたときまたは併発したとき
- ② つぎのいずれかに該当する入院は、疾病的治療を目的とする入院とみなして前条の規定を適用します。
- (1) 責任開始期以後に生じた不慮の事故以外の外因による傷害の治療を直接の目的とする入院
- (2) 責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院
- (3) 責任開始期以後に開始した別表9に定める異常分娩（以下「異常分娩」といいます。）のための入院
- ③ 被保険者が入院一時金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病、不慮の事故その他の外因による傷害または異常分娩が同一かまたは医学上重要な関係にあるときは、1回の入院とみなして前条および次条第2号の規定を適用し、入院一時金の支払は1回のみとします。

- ④ 前項に該当した場合でも、つぎの場合には、新たな入院とみなして前条の規定を適用します。
- (1) 同一の疾病（その他の外因による傷害または異常分娩が同一かまたは医学上重要な関係があるときを含みます。）により入院一時金が支払われ、最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過した後に開始した入院
- (2) 同一の不慮の事故により入院一時金が支払われ、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院
- ⑤ 被保険者の入院中に入院一時金額が減額されたときは、入院一時金の支払金額は、支払事由に該当した日現在の入院一時金額にもとづいて支払います。
- ⑥ 被保険者の入院中に、保険期間が満了した場合には、保険期間が満了した時を含んで継続している入院は、有効中の入院とみなして前条の規定を適用します。
- ⑦ 被保険者が責任開始期前に発病した疾病的治療または生じた不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として入院した場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内に開始した入院について、つぎのア、またはイ、のいずれかの場合に該当するときは、その入院は責任開始期以後に発病した疾病的治療を目的とする入院とみなして取り扱います。
- ア、保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
- イ、その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
- a、責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
- b、責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
- c、責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- (2) 責任開始期の属する日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- ⑧ 保険契約者が法人のときは、前条の規定にかかわらず、入院一時金の受取人は保険契約者とします。
- ⑨ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により入院した場合でも、その原因により入院した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、入院一時金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

#### （一時金の支払限度）

第8条 重点疾病一時金および入院一時金の支払限度は、つぎのとおりとします。

(1) 重点疾病一時金

支払回数を通算して20回とします。

(2) 入院一時金

支払回数を通算して20回とします。

#### （保険契約の消滅）

第9条 つぎの各号のいずれかの事由に該当した場合、その事由に該当した時から保険契約は消滅したものとします。

(1) 被保険者が死亡したとき

(2) 重点疾病一時金および入院一時金のいずれもが、前条に定める通算支払限度に達したとき

② 被保険者が死亡した場合、保険契約者はただちに会社に通知してください。

③ 第1項第2号の規定により保険契約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

#### （一時金の請求、支払時期および支払場所）

第10条 一時金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

② 一時金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに別表8に定める書類を提出して、その一時金を請求してください。

③ 一時金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

④ 一時金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から一時金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、一時金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合

被保険者が支払事由に該当する事実の有無

(2) 免責事由に該当する可能性がある場合

支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

(4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

第2号もしくは前号に定める事項、第24条（重大事由による解除）第1項第4号ア、からオ、までに該当する

事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは一時金の受取人の保険契約締結の目的もしくは一時金請求の意図に関する保険契約の締結時から一時金請求時までにおける事実

- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかるわらず、一時金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または一時金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日
- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
- ⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または一時金の受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は一時金を支払いません。
- ⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その一時金を請求した者に通知します。

## 4. 保険料の払込免除

### （保険料の払込免除）

第11条 被保険者がつぎの各号のいずれかに該当したときは、会社は、第14条第1項に定める保険料期間の到来していない将来の保険料の払込を免除します。

- (1) 保険料払込期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、別表6に定めるいずれかの高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。
- (2) 責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、別表7に定めるいずれかの身体障害の状態（以下「身体障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。
- ② 被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
- (2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合  
ア. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合  
イ. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合  
ウ. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- ③ 保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、第14条第1項に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- ④ 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、保険契約内容の変更に関する規定は適用しません。
- ⑤ 保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

### （保険料の払込を免除しない場合）

第12条 被保険者がつぎの第1号、第3号もしくは第9号のいずれかにより高度障害状態に該当したときまたはつぎの第1号から第9号までのいずれかにより身体障害状態に該当したときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

(1) 保険契約者または被保険者の故意

- (2) 保険契約者または被保険者の重大な過失
  - (3) 被保険者の犯罪行為
  - (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
  - (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
  - (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
  - (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
  - (8) 地震、噴火または津波
  - (9) 戦争その他の変乱
- ② 前項第9号の原因により高度障害状態に該当した場合または前項第8号もしくは第9号の原因により身体障害状態に該当した場合でも、それらの原因により高度障害状態または身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することができます。

#### （保険料の払込免除の請求）

- 第13条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに別表8に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第10条（一時金の請求、支払時期および支払場所）第3項から第7項までの規定を準用します。

## 5. 保険料の払込

#### （保険料の払込）

第14条 第2回以後の保険料の払込については、保険料払込期間中、月払、半年払または年払の払込方法（回数）に応じ、つぎの各期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料額を次条第1項に定める払込方法（経路）にしたがって、それぞれの契約応当日（保険料期間の初日）の属する月の初日から末日までの期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

- (1) 月払契約の場合  
月単位の契約応当日（契約応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下同様とします。）からその翌月の契約応当日の前日まで
  - (2) 半年払契約の場合  
半年単位の契約応当日からその半年後の契約応当日の前日まで
  - (3) 年払契約の場合  
年単位の契約応当日からその1年後の契約応当日の前日まで
- ② 保険料がその払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- ③ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに一時金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額からその未払込保険料を差し引きます。この場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
- ④ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
- ⑤ 前2項の場合、未払込保険料の払込については、第17条（保険料払込の猶予期間）第3項および第4項の規定を準用します。
- ⑥ 保険契約者は第1項各号の保険料の払込方法（回数）について、会社の定める範囲内で変更することができます。
- ⑦ つぎの各号により保険料が会社の定める金額に満たなくなる場合、会社の定める方法により保険料の払込方法（回数）の変更または保険料の前納により払い込むことを要します。
- (1) 第26条（重点疾病一時金額および入院一時金額の減額）の規定による重点疾病一時金額もしくは入院一時金額の減額またはこの保険契約に付加された特約の減額が行われたとき
  - (2) 特約の解約その他の事由により特約が消滅したとき

#### （保険料の払込方法（経路））

- 第15条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
- (1) 会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
  - (2) 会社の派遣した集金員に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定める地域内にある場合にかぎります。）
  - (3) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法

- (4) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
  - (5) 所属団体または集団を通じ払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体特別取扱等に関する契約が締結されている場合にかぎります。）
- ② 前項第2号の方法による場合、払込期月内に保険料の払込がないときは、第17条第1項の猶予期間中にその未払込保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間中でも集金員を派遣します。
- ③ 月払契約において、第1項第2号の方法による場合、第17条第1項の猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があった後、払込期月の保険料を集金します。
- ④ 保険契約者は、第1項各号の保険料の払込方法（経路）について、会社の定める範囲内で変更することができます。
- ⑤ 保険料の払込方法（経路）が第1項第2号、第3号または第5号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲をこえたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間は、保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- ⑥ 保険契約者は、第1項に定める保険料の払込方法（経路）にかかわらず、会社の承諾を得て、保険料を会社の定める保険金等（他の保険契約の保険金等ならびにこの保険契約および他の保険契約に付加している特約の保険金等を含みます。ただし、生存を支払事由とする保険金等にかぎります。以下本条において「保険金等」といいます。）と相殺する方法で払い込むことができます。この場合、保険金等の受取人は保険契約者と同一人であることを要します。

## 6. 保険料の前納

### （保険料の前納）

- 第16条 保険契約者は、まだ保険料期間の到来していない将来の保険料の全部または一部を前納することができます。この場合、会社の定める率で割り引きします。ただし、月払契約については当月分を含めて6か月分以上払い込むときにかぎり割り引きします。
- ② 前項の前納保険料は、会社の定める率による利息をつけて積み立てておき、保険料期間の初日が到来するごとに保険料の払込に充当します。
- ③ 保険契約が消滅した場合または将来の保険料の払込を要しなくなった場合に、前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

## 7. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

### （保険料払込の猶予期間）

第17条 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

- (1) 月払契約の場合  
　払込期月の翌月初日から末日まで
- (2) 年払契約または半年払契約の場合  
　払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
- ② 猶予期間中に一時金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額から猶予期間中の未払込保険料を差し引きます。
- ③ 前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。
- ④ 猶予期間中に保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに猶予期間中の未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

### （保険契約の失効）

第18条 保険料が払い込まれないまま前条第1項の猶予期間が経過したときは、保険契約は、猶予期間の満了する日の翌日から効力を失います。この場合、保険契約者は、第25条の規定により保険契約を解約することができます。

## 8. 保険契約の復活

### （保険契約の復活）

第19条 保険契約者は、保険契約が効力を失った日から起算して2年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、前条の規定により保険契約を解約したときは、保険契約を復活することはできません。

- ② 保険契約の復活を請求するときは、保険契約者は、別表8に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に

提出してください。

- ③ 前条の規定により効力を失った保険契約について、会社が保険契約の復活を承諾したときは、会社の指定した日までに延滞保険料とこれに対する会社の定める利率による利息を払い込んでください。
- ④ 会社が保険契約の復活を承諾したときは、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
  - (1) 保険契約の復活を承諾した後に前項の金額を受け取った場合  
その金額を受け取った時
  - (2) 前項の金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾した場合  
その金額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ⑤ 会社は、保険契約の復活の際には、新たな保険証券は交付しません。

## 9. 詐欺による取消または不法取得目的による無効

### （詐欺による取消または不法取得目的による無効）

- 第20条 保険契約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者または一時金の受取人に詐欺の行為があったときは、保険契約を取消（復活の際の詐欺の場合には、復活を取消）とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
- ② 保険契約者が一時金を不法に取得する目的または他人に一時金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活を行ったときは、保険契約を無効（復活の場合には、復活を無効）とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

## 10. 告知義務および保険契約の解除

### （告知義務）

- 第21条 保険契約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

### （告知義務違反による解除）

- 第22条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかっただけでなく、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- ② 会社は、一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、一時金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに一時金を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、第11条（保険料の払込免除）の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
  - ③ 前項の規定にかかわらず、一時金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかっただけでなく、またはその一時金の受取人が証明したときは、会社は、一時金を支払いために保険料の払込を免除します。
  - ④ 第1項または第2項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または一時金の受取人に通知します。

### （保険契約を解除できない場合）

- 第23条 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定により保険契約を解除することができません。
- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかっただけでなく、またはその一時金の受取人が証明したときは、会社は、一時金を支払いために保険料の払込を免除します。
  - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第21条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第21条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から起算して1か月を経過したとき
  - (5) 保険契約が責任開始期の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日から起算して2年以内に一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。
- ② 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかっただけでなく、またはその一時金の受取人が証明したときは、会社は、一時金を支払いために保険料の払込を免除します。

実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

#### (重大事由による解除)

- 第24条 会社は、つきの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者、被保険者または一時金の受取人がこの保険契約の一時金（保険料の払込免除を含みます。以下本項において同様とします。）を詐取する目的または他人に一時金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  - (2) この保険契約の一時金の請求に関し、一時金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
  - (3) 他の保険契約との重複により被保険者にかかる重点疾病一時金額または入院一時金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または一時金の受取人が、つきのいずれかに該当する場合
    - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - エ. 保険契約者または一時金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由により解除され、または保険契約者、被保険者もしくは一時金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または一時金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- ② 会社は、一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた、支払事由による一時金を支払わず、または保険料の払込免除事由による保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに一時金を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、第11条（保険料の払込免除）の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前2項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または一時金の受取人に通知します。

## 11. 解約

#### (解約)

- 第25条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。
- ② 保険契約の解約をするときは、保険契約者は、別表8に定める書類を会社に提出してください。

## 12. 保険契約内容の変更

#### (重点疾病一時金額および入院一時金額の減額)

- 第26条 保険契約者は、将来に向かって、重点疾病一時金額または入院一時金額（以下「一時金額」といいます。）を減額することができます。ただし、減額後の一時金額または保険料のいずれかが会社の定める金額に満たないときは、一時金額の減額を取り扱いません。
- ② 重点疾病一時金額が減額され、入院一時金額が会社の定める限度をこえるときは、入院一時金額はその限度まで減額されるものとします。
- ③ 一時金額の減額をするときは、保険契約者は、別表8に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ④ 一時金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ⑤ 一時金額が減額されたときは、保険契約者に通知します。

## 13. 払戻金

#### (解約払戻金)

- 第27条 この保険契約には、解約払戻金はありません。

## 14. 保険契約の更新

### （保険契約の更新）

第28条 保険契約者は、保険期間の満了する日の2週間（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することができます。）前までに申し出ることにより、保険契約を保険期間の満了する日の翌日（以下「更新日」といいます。）に更新することができます。ただし、つぎのいずれかの場合には、更新することはできません。

- (1) 保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていないとき
  - (2) 更新日における被保険者の年齢が、会社の定める年齢範囲をこえるとき
  - (②) 更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一とします。ただし、保険契約者の申出により、保険契約の更新の際、会社の承諾を得て、更新後の保険期間を変更することができます。
  - (③) 更新後の重点疾病一時金額、入院一時金額および保険契約の型は、更新前の重点疾病一時金額、入院一時金額および保険契約の型と同一とします。ただし、保険契約者の申出により会社の定める範囲内で一時金額を変更して、更新することができます。
  - (④) 更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢により計算します。
  - (⑤) 更新後の保険契約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、つぎのとおり猶予期間があります。
- (1) 月払契約の場合  
　　更新日の属する月の翌月初日から末日まで
- (2) 年払契約または半年払契約の場合  
　　更新日の属する月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
- (⑥) 第14条（保険料の払込）第2項から第4項までおよび第17条（保険料払込の猶予期間）第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用します。
- (⑦) 更新後の保険契約の第1回保険料が払い込まれないまま第5項の猶予期間が経過したときは、保険契約は更新されなかったものとします。
- (⑧) 更新後の保険契約については、会社は、更新日における普通保険約款および保険料率を適用します。
- (⑨) 保険契約が更新された場合、重点疾病一時金および入院一時金の支払ならびに保険料の払込免除に関する規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものとして取り扱います。
- (⑩) 保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、この保険契約は更新されません。
- (⑪) 前項の規定により保険契約が更新されないときは、保険契約者からの申出により、更新の取扱に準じて会社の定める他の保険を更新時に締結します。この場合、第9項の規定を準用します。
- (⑫) 保険契約が更新されたときは、新たな保険証券は交付しません。

## 15. 保険契約者の変更

### （保険契約者の変更）

第29条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

- (②) 保険契約者の変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、別表8に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- (③) 保険契約者が変更されたときは、保険契約者に通知します。

## 16. 保険契約者の代表者

### （保険契約者の代表者）

第30条 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。

- (②) 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対して行った行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- (③) 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。

## 17. 保険契約者の住所または集金場所の変更

### （保険契約者の住所または集金場所の変更）

第31条 保険契約者が住所または集金場所を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知

してください。

- ② 保険契約者による前項の通知がなく、保険契約者の住所または集金場所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所または集金場所に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

## 18. 被保険者の業務、転居および旅行

### (被保険者の業務、転居および旅行)

第32条 保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居もししくは旅行をしても、会社は、保険契約の解除または保険料もしくは一時金額の変更を行わず、保険契約上の責任を負います。

## 19. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

### (年齢の計算)

第33条 契約日における被保険者の年齢（以下「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

- ② 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

### (契約年齢および性別の誤りの処理)

第34条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあったときは、つぎの方法により取り扱います。

- (1) 契約日における実際の年齢が会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。
- (2) 契約日における実際の年齢が会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料を会社の定める利率による利息をつけて保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に達していなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日を契約日とみなして、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。
- ② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあったときは、前項の規定を準用します。

## 20. 契約者配当金

### (契約者配当金)

第35条 この保険契約には、契約者配当金はありません。

## 21. 時効

### (時効)

第36条 一時金もしくはその他この保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、3年間請求がないときは消滅します。

## 22. 管轄裁判所

### (管轄裁判所)

第37条 この保険契約における一時金の請求に関する訴訟については、会社の本店または一時金の受取人（受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所のみをもって、合意による管轄裁判所とします。

- ② この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

## 23. デビットカードによる保険料等の払込

### (デビットカードによる保険料等の払込)

第38条 保険契約者は、会社の指定したデビットカードを利用することにより保険料等を払い込むことができます。

- ② 前項の場合、会社所定の端末機に口座引落確認を表す電文が表示された時に保険料等が払い込まれたものとして取り扱います。

## 24. 他の保険契約から更新する場合の特則

### （他の保険契約から更新する場合の特則）

第39条 会社の定める他の保険契約からこの保険契約に更新する場合には、第28条（保険契約の更新）の規定を準用します。

## 25. 受取人の変更

### （受取人の変更）

第40条 この保険契約の受取人の変更は取り扱いません。

## 26. 給付金等の受取人による保険契約の存続

### （給付金等の受取人による保険契約の存続）

第41条 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

② 前項の解約が通知された場合でも、その通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす給付金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

(2) 保険契約者でないこと

(3) 生存を支払事由とする給付金等のみの受取人でないこと

③ 前項の場合、給付金等の受取人は、別表8に定める書類を会社に提出してください。

④ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、つぎの各号の給付金等の支払事由が生じ、会社が給付金等を支払うべきときは、次項から第7項までのとおり取り扱います。

(1) 死亡を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）

(2) 支払事由の発生により保険契約が終了する生存を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）

(3) 支払事由の発生により保険契約が終了する傷害または疾病を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）

(4) 支払事由の発生により保険契約が終了しないつぎの給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）

ア. 生存を支払事由とする給付金等

イ. 解約払戻金が減少する傷害または疾病を支払事由とする給付金等

(5) 支払事由の発生により年金支払をする給付金等

⑤ 前項第1号から第3号までの場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。

⑥ 第4項第4号の場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額以上となる場合

ア. 当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。

(2) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額未満となる場合

ア. 当該支払うべき金額を債権者等に支払います。

イ. 当該給付金等の支払事由が生じた時以後、第2項本文の金額は、前ア. の金額を差し引いた金額とします。

ウ. 第1項の規定により解約の効力が生じたときは、前号の規定を適用します。この場合、「給付金等の受取人」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

⑦ 第4項第5号の場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額以上となる場合

ア. 当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。

(2) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額未満となる場合

ア. 当該支払うべき金額は、第1回および第2回以後の年金支払の給付金等の一括前払を行う金額とし、前号の規定を適用します。

イ. 保険契約は支払事由が生じた時に消滅します。

## 27. 情報端末による保険契約の申込等に関する特則

### (情報端末による保険契約の申込等に関する特則)

第42条 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める携帯端末などの情報処理機器（以下「情報端末」といいます。）を用いて、保険契約の申込および告知をすることができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、情報端末に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社に送信すること（会社への送信にかえて情報端末に保存する場合は、情報端末に保存すること）によって、保険契約の申込をすることができるものとします。
- (2) 保険契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、情報端末に表示され会社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、会社に送信すること（会社への送信にかえて情報端末に保存する場合は、情報端末に保存すること）によって、告知することができるものとします。
- ② 会社は、前項の規定による保険契約の申込および告知を受けたときは、その保険契約の申込および告知に関する書面等を保険契約者（被保険者に関する書面等については被保険者）に交付します。

## 無事故給付金特則

### (特則の付加)

第1条 保険契約者は、保険契約の締結または更新の際、会社の承諾を得て、この特則を付加することができます。

### (無事故給付金の支払)

第2条 この特則において支払う無事故給付金は、つぎのとおりです。

名称	無事故給付金を支払う場合	支払金額	受取人
無事故給付金	被保険者が、この特則を付加した保険契約（以下「この保険契約」といいます。）の保険期間満了時に生存し、かつ、この特則の保険期間中に、この保険契約の重点疾病一時金（以下「重点疾病一時金」といいます。）の支払事由が生じなかったとき	この保険契約の重点疾病一時金額	保険契約者

### (無事故給付金の支払に関する補則)

第3条 無事故給付金を支払った後、重点疾病一時金の請求があった場合には、前条および本則第4条（重点疾病一時金の支払）の規定にかかわらず、会社は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 支払うべき重点疾病一時金の合計額が無事故給付金の支払金額をこえるときは、支払うべき重点疾病一時金の合計額から無事故給付金の支払金額を差し引いた金額を被保険者に支払います。
- (2) 支払うべき重点疾病一時金の合計額が無事故給付金の支払金額と同額であるときは、支払うべき重点疾病一時金を支払いません。
- ② 更新が行われた保険契約において、更新前の保険期間中に入院を開始し、その入院が更新後の保険期間中も継続した場合、更新後の保険期間中に重点疾病一時金の支払事由に該当したときは、更新前の保険期間中に重点疾病一時金の支払事由が生じたものとして取り扱います。

### (特則を付加した場合の取扱)

第4条 この特則の保険期間および保険料払込期間は、この保険契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

- ② この特則のみの解約を取り扱いません。
- ③ 本則第25条（解約）の規定により、この保険契約が解約される場合には、解約払戻金はありません。
- ④ 保険契約が更新されるときは、保険契約者から、とくに反対の申出がないかぎりこの特則も更新されます。
- ⑤ この特則に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き本則の規定を準用します。

### (受取人の変更)

第5条 この特則のみの受取人の変更は取り扱いません。

**別表1 対象となる生活習慣病**

① 対象となる生活習慣病とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記ア、およびイ、に定めるものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 | CD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断日以前に新たな分類提要が施行された場合は、旧分類の生活習慣病に相当する新たな分類の基本分類コードによるものとします。

ア. 対象となる生活習慣病のうち、悪性新生物（本別表1において上皮内新生物を含み、以下別表1において「悪性新生物」といいます。）は、つぎのとおりとします。

生活習慣病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 ○消化器の悪性新生物 ○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 ○骨および関節軟骨の悪性新生物 ○皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物 ○中皮および軟部組織の悪性新生物 ○乳房の悪性新生物 ○女性生殖器の悪性新生物 ○男性生殖器の悪性新生物 ○腎尿路の悪性新生物 ○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 ○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 ○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 ○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 ○独立した（原発性）多部位の悪性新生物 ○上皮内新生物  ただし、つぎのいずれかに該当するもののうち、高度異形成に分類されるものは除きます。 ・子宮頸（部）の上皮内癌（D06）中の ・子宮頸（部）上皮内腫瘍〔C1N〕、異型度Ⅲ ・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）のうち ・外陰部（D07.1）中の ・外陰部上皮内腫瘍〔V1N〕、異型度Ⅲ ・膣（D07.2）中の ・膣上皮内腫瘍〔VA1N〕、異型度Ⅲ ○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の ・真正赤血球増加症<多血症> ・骨髄異形成症候群 ・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明の 他の新生物（D47）のうち ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症	C00～C14 C15～C26 C30～C39 C40～C41 C43～C44 C45～C49 C50 C51～C58 C60～C63 C64～C68 C69～C72 C73～C75 C76～C80 C81～C96 C97 D00～D09  D45 D46  D47.1 D47.3

イ. 対象となる生活習慣病のうち、悪性新生物を除く他の疾病は、つぎのとおりとします。

生活習慣病の種類	分類項目	基本分類コード
糖尿病	○糖尿病	E10～E14

生活習慣病の種類	分類項目	基本分類コード
心・血管疾患	○慢性リウマチ性心疾患 ○虚血性心疾患 ○肺性心疾患および肺循環疾患 ○その他の型の心疾患 ○動脈、細動脈および毛細血管の疾患（I 70～I 79）中の ・大動脈瘤および解離 ○循環器系のその他および詳細不明の障害（I 95～I 99）中の ・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I 97）中の ・心（臓）切開後症候群 ・心臓手術に続発するその他の機能障害	I 05～I 09 I 20～I 25 I 26～I 28 I 30～I 52  I 71  I 97.0 I 97.1
高血圧性疾患	○高血圧性疾患	I 10～I 15
脳血管疾患	○脳血管疾患 ○挿間性および発作性障害（G 40～G 47）中の ・一過性脳虚血発作および関連症候群（G 45）中の ・椎骨脳底動脈症候群 ・頸動脈症候群（半球性） ・多発性および両側性脳（実質）外動脈症候群 ・一過性全健忘 ・その他の一過性脳虚血発作および関連症候群 ・一過性脳虚血発作、詳細不明	I 60～I 69  G 45.0 G 45.1 G 45.2 G 45.4 G 45.8 G 45.9

② 上記①ア.において、「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
/2 . . . . 上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性
/3 . . . . 悪性、原発部位
/6 . . . . 悪性、転移部位
悪性、続発部位
/9 . . . . 悪性、原発部位または転移部位の別不詳

#### 別表1 の備考

##### ① 悪性新生物の診断確定

悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床的所見および手術所見の全部またはいずれかにより、法的に医師または歯科医師の資格を持つ者によりなされることを要します。

**別表2 対象となる女性疾病**

① 対象となる女性疾病とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記ア、およびイ、に定めるものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断日以前に新たな分類提要が施行された場合は、旧分類の女性疾病に相当する新たな分類の基本分類コードによるものとします。

ア. 対象となる女性疾病のうち、悪性新生物（本別表2において上皮内新生物を含み、以下本別表2において「悪性新生物」といいます。）は、つぎのとおりとします。

女性疾病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 ○消化器の悪性新生物 ○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 ○骨および関節軟骨の悪性新生物 ○皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物 ○中皮および軟部組織の悪性新生物 ○乳房の悪性新生物 ○女性生殖器の悪性新生物 ○腎尿路の悪性新生物 ○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 ○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 ○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 ○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 ○独立した（原発性）多部位の悪性新生物 ○上皮内新生物  ただし、つぎのいずれかに該当するもののうち、高度異形成に分類されるものは除きます。 ・子宮頸（部）の上皮内癌（D06）中の ・子宮頸（部）上皮内腫瘍〔CIN〕、異型度Ⅲ ・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）のうち ・外陰部（D07.1）中の ・外陰部上皮内腫瘍〔VIN〕、異型度Ⅲ ・膣（D07.2）中の ・膣上皮内腫瘍〔VAIN〕、異型度Ⅲ ○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の ・真正赤血球増加症<多血症> ・骨髓異形成症候群 ・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明の 他の新生物（D47）のうち ・慢性骨髓増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症	C00～C14 C15～C26 C30～C39 C40～C41 C43～C44 C45～C49 C50 C51～C58 C64～C68 C69～C72 C73～C75 C76～C80 C81～C96 C97 D00～D09  D45 D46  D47.1 D47.3

イ. 対象となる女性疾患のうち、悪性新生物を除く他の疾患は、つぎのとおりとします。

女性疾患の種類	分類項目	基本分類コード
新生物（悪性新生物を除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上皮内新生物（D 00～D 09）中の つぎのいずれかに該当するもののうち、高度異形成に分類されるもの           <ul style="list-style-type: none"> <li>・子宮頸（部）上皮内腫瘍〔C I N〕、異型度Ⅲ</li> <li>・外陰部上皮内腫瘍〔V I N〕、異型度Ⅲ</li> <li>・膣上皮内腫瘍〔V A I N〕、異型度Ⅲ</li> </ul> </li> <li>○良性新生物（D 10～D 36）中の           <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳房の良性新生物</li> <li>・子宮平滑筋腫</li> <li>・子宮のその他の良性新生物</li> <li>・卵巣の良性新生物</li> <li>・その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物</li> <li>・腎尿路の良性新生物</li> <li>・甲状腺の良性新生物</li> </ul> </li> <li>○性状不詳または不明の新生物（D 37～D 48）中の           <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性生殖器の性状不詳または不明の新生物</li> <li>・腎尿路の性状不詳または不明の新生物</li> <li>・その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物（D 48）のうち               <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳房</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>D 06</li> <li>D 07.1</li> <li>D 07.2</li> <li>D 24</li> <li>D 25</li> <li>D 26</li> <li>D 27</li> <li>D 28</li> <li>D 30</li> <li>D 34</li> <li>D 39</li> <li>D 41</li> <li>D 48.6</li> </ul>
血液および造血器の疾患	<ul style="list-style-type: none"> <li>○栄養性貧血</li> <li>○溶血性貧血（D 55～D 59）中の           <ul style="list-style-type: none"> <li>・後天性溶血性貧血</li> </ul> </li> <li>○無形成性貧血およびその他の貧血</li> <li>○凝固障害、紫斑病およびその他の出血性病態（D 65～D 69）中の           <ul style="list-style-type: none"> <li>・紫斑病およびその他の出血性病態（劇症紫斑病（D 65）を含む。）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>D 50～D 53</li> <li>D 59</li> <li>D 60～D 64</li> <li>D 69</li> </ul>
内分泌、栄養および代謝疾患	<ul style="list-style-type: none"> <li>○甲状腺障害（E 00～E 07）中の           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヨード欠乏による甲状腺障害および類縁病態</li> <li>・無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症</li> <li>・その他の甲状腺機能低下症（E 03）中の               <ul style="list-style-type: none"> <li>・びまん性甲状腺腫を伴う先天性甲状腺機能低下症</li> <li>・薬剤およびその他の外因性物質による甲状腺機能低下症</li> <li>・感染後甲状腺機能低下症</li> <li>・甲状腺萎縮（後天性）</li> <li>・粘液水腫性昏睡</li> <li>・その他の明示された甲状腺機能低下症</li> <li>・甲状腺機能低下症、詳細不明</li> <li>・その他の非中毒性甲状腺腫</li> <li>・甲状腺中毒症〔甲状腺機能亢進症〕</li> <li>・甲状腺炎</li> <li>・その他の甲状腺障害</li> </ul> </li> <li>○その他の内分泌腺障害（E 20～E 35）中の               <ul style="list-style-type: none"> <li>・クッシング症候群</li> <li>・卵巣機能障害</li> </ul> </li> <li>○代謝障害（E 70～E 90）中の               <ul style="list-style-type: none"> <li>・治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの（E 89）中の                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・治療後甲状腺機能低下症</li> <li>・治療後卵巣機能不全（症）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>E 01</li> <li>E 02</li> <li>E 03.0</li> <li>E 03.2</li> <li>E 03.3</li> <li>E 03.4</li> <li>E 03.5</li> <li>E 03.8</li> <li>E 03.9</li> <li>E 04</li> <li>E 05</li> <li>E 06</li> <li>E 07</li> <li>E 24</li> <li>E 28</li> <li>E 89.0</li> <li>E 89.4</li> </ul>
糖尿病	○糖尿病	E 10～E 14

女性疾患の種類	分類項目	基本分類コード*
心・血管疾患	<ul style="list-style-type: none"> <li>○慢性リウマチ性心疾患</li> <li>○虚血性心疾患</li> <li>○肺性心疾患および肺循環疾患</li> <li>○その他の型の心疾患</li> <li>○動脈、細動脈および毛細血管の疾患（I 70～I 79）中の           <ul style="list-style-type: none"> <li>・大動脈瘤および解離</li> </ul> </li> <li>○循環器系のその他および詳細不明の障害（I 95～I 99）中の           <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I 97）中の               <ul style="list-style-type: none"> <li>・心（臓）切開後症候群</li> <li>・心臓手術に続発するその他の機能障害</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	I 05～I 09 I 20～I 25 I 26～I 28 I 30～I 52  I 71  I 97.0 I 97.1
高血圧性疾患	○高血圧性疾患	I 10～I 15
脳血管疾患	<ul style="list-style-type: none"> <li>○脳血管疾患</li> <li>○挿間性および発作性障害（G 40～G 47）中の           <ul style="list-style-type: none"> <li>・一過性脳虚血発作および関連症候群（G 45）中の               <ul style="list-style-type: none"> <li>・椎骨脳底動脈症候群</li> <li>・頸動脈症候群（半球性）</li> <li>・多発性および両側性脳（実質）外動脈症候群</li> <li>・一過性全健忘</li> <li>・その他の一過性脳虚血発作および関連症候群</li> <li>・一過性脳虚血発作、詳細不明</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	I 60～I 69  G 45.0 G 45.1 G 45.2 G 45.4 G 45.8 G 45.9
循環器系の疾患	<ul style="list-style-type: none"> <li>○静脈、リンパ管およびリンパ節の疾患、 他に分類されないもの（I 80～I 89）中の           <ul style="list-style-type: none"> <li>・下肢の静脈瘤</li> <li>・その他の部位の静脈瘤（I 86）中の               <ul style="list-style-type: none"> <li>・外陰静脈瘤</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○循環器系のその他および詳細不明の障害（I 95～I 99）中の           <ul style="list-style-type: none"> <li>・低血圧（症）</li> <li>・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I 97）中の               <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳房切断後リンパ浮腫症候群</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	I 83  I 86.3  I 95  I 97.2
消化器系の疾患	<ul style="list-style-type: none"> <li>○胆のう&lt;囊&gt;、胆管および膵の障害（K 80～K 87）中の           <ul style="list-style-type: none"> <li>・胆石症</li> <li>・胆のう&lt;囊&gt;炎</li> <li>・胆のう&lt;囊&gt;のその他の疾患</li> <li>・胆道のその他の疾患</li> </ul> </li> <li>○消化器系のその他の疾患（K 90～K 93）中の           <ul style="list-style-type: none"> <li>・消化器系の処置後障害、他に分類されないもの（K 91）中の               <ul style="list-style-type: none"> <li>・胆のう&lt;囊&gt;摘出&lt;除&gt;後症候群</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	K 80 K 81 K 82 K 83  K 91.5

女性疾患の種類	分類項目	基本分類コード
筋骨格系および結合組織の疾患	<ul style="list-style-type: none"> <li>○炎症性多発性関節障害（M05～M14）中の           <ul style="list-style-type: none"> <li>・血清反応陽性関節リウマチ</li> <li>・その他の関節リウマチ</li> <li>・若年性関節炎</li> <li>・他に分類される疾患における若年性関節炎</li> <li>・その他の明示された関節障害（M12）中の               <ul style="list-style-type: none"> <li>・リウマチ熱後慢性関節障害〔ジャクー病〕</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○全身性結合組織障害（M30～M36）中の           <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他のえく壊死性血管障害（M31）中の               <ul style="list-style-type: none"> <li>・大動脈弓症候群〔高安病〕</li> <li>・全身性エリテマトーデス〔紅斑性狼瘡〕&lt; SLE &gt;</li> <li>・皮膚（多発性）筋炎</li> <li>・全身性硬化症</li> <li>・その他の全身性結合組織疾患（M35）中の                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・乾燥症候群〔シェーグレン症候群〕</li> <li>・その他の重複症候群</li> <li>・リウマチ性多発筋痛症</li> <li>・その他の明示された全身性結合組織疾患</li> <li>・全身性結合組織疾患、詳細不明</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>M05</li> <li>M06</li> <li>M08</li> <li>M09</li> <li>M12.0</li> <li>M31.4</li> <li>M32</li> <li>M33</li> <li>M34</li> <li>M35.0</li> <li>M35.1</li> <li>M35.3</li> <li>M35.8</li> <li>M35.9</li> </ul>
腎尿路生殖器系の疾患	<ul style="list-style-type: none"> <li>○糸球体疾患</li> <li>○腎尿細管間質性疾患</li> <li>○腎不全（N17～N19）中の           <ul style="list-style-type: none"> <li>・慢性腎不全</li> </ul> </li> <li>○尿路結石症（N20～N23）中の           <ul style="list-style-type: none"> <li>・腎結石および尿管結石</li> <li>・下部尿路結石</li> <li>・他に分類される疾患における尿路結石</li> </ul> </li> <li>○腎および尿管のその他の障害（N25～N29）中の           <ul style="list-style-type: none"> <li>・腎および尿管のその他の障害、他に分類されないもの</li> <li>・他に分類される疾患における腎および尿管のその他の障害</li> </ul> </li> <li>○尿路系のその他の疾患           <ul style="list-style-type: none"> <li>（馬尾症候群（G83.4）中の馬尾症候群による神経因性膀胱（機能障害）およびその他の明示された脊髄疾患（G95.8）中の脊髄（性）膀胱（機能障害）NO Sを含む。）</li> </ul> </li> <li>○乳房の障害</li> <li>○女性骨盤臓器の炎症性疾患</li> <li>○女性生殖器の非炎症性障害           <ul style="list-style-type: none"> <li>（下垂体機能低下症（E23.0）に該当する女性不妊症を含む。）</li> </ul> </li> <li>○腎尿路生殖器系のその他の障害</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>N00～N08</li> <li>N10～N16</li> <li>N18</li> <li>N20</li> <li>N21</li> <li>N22</li> <li>N28</li> <li>N29</li> <li>N30～N39</li> <li>N60～N64</li> <li>N70～N77</li> <li>N80～N98</li> <li>N99</li> </ul>

女性疾患の種類	分類項目	基本分類コード*
妊娠、分娩および産じよく<褥>	○流産に終わった妊娠 ○妊娠、分娩および産じよく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害 ○主として妊娠に関連するその他の母体障害 ○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題 ○分娩の合併症 ○分娩（O80～O84）中の ・ 単胎自然分娩（O80）中の ・ 自然骨盤位分娩 ・ 鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩 ・ 帝王切開による単胎分娩 ・ その他の介助単胎分娩 ・ 多胎分娩 ○主として産じよく<褥>に関連する合併症 ○その他の産科的病態、他に分類されないもの ○その他の細菌性疾患（A30～A49）中の ・ 産科的破傷風	O00～O08 O10～O16 O20～O29 O30～O48 O60～O75 O80.1 O81 O82 O83 O84 O85～O92 O94～O99 A34

② 上記①ア.において、「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号	
/2	・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
/3	・悪性、原発部位
/6	・悪性、転移部位 悪性、続発部位
/9	・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

## 別表2の備考

### 悪性新生物の診断確定

悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより、法的に医師または歯科医師の資格を持つ者によりなされることを要します。

### 別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）  
(2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

### 別表4 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同様とします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同様とします。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

### 別表5 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は(1)によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、(2)の事故は除外します。

#### (1) 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (身体の内部的原因によるものは該当しません。)

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、(1) の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落 ・不慮の転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、(1) の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病における原因 ・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

#### (2) 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまではその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

## 別表6 保険料の払込免除の対象となる高度障害状態

- (1)両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2)言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3)中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4)両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5)両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6)1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7)1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

## 別表7 保険料の払込免除の対象となる身体障害の状態

- (1)両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (2)1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (3)1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (4)1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (5)1手の5手指を失ったかもしくは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの
- (6)10足指を失ったもの
- (7)脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

## 別表6および別表7の備考

### 1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

### 2. 眼の障害（視力障害）

- (1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

### 3. 言語またはそしゃくの障害

- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つきの3つの場合をいいます。
  - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
  - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
  - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

### 4. 耳の障害（聴力障害）

- (1)聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオメータで行います。
- (2)「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

### 5. 上・下肢の障害

- (1)「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2)「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

## **6. 脊柱の障害**

- (1)「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2)「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

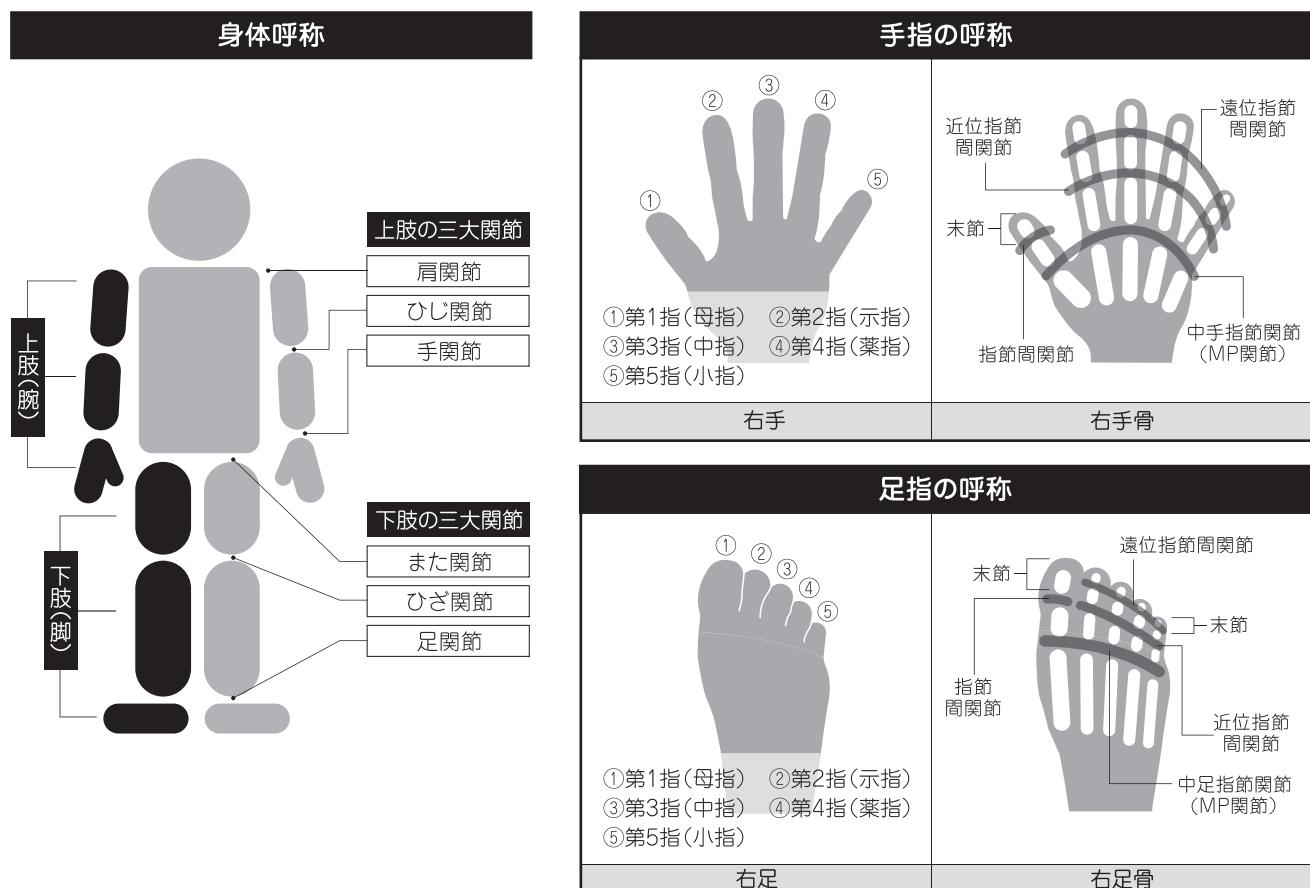
## **7. 手指の障害**

- (1)「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (2)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

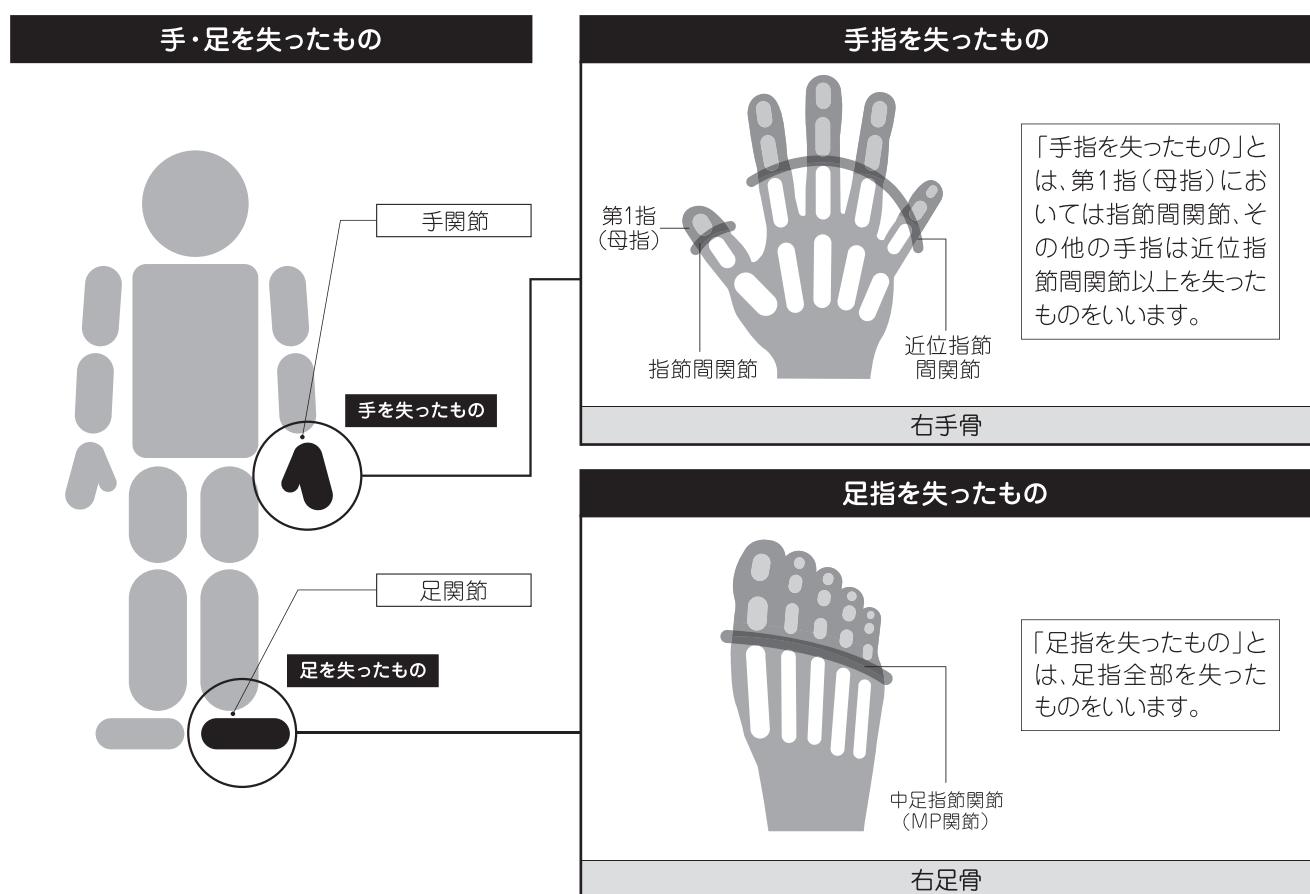
## **8. 足指の障害**

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

## 呼称



## (身体)障害図解例



**別表8 請求書類**

(1) 一時金、保険料の払込免除および無事故給付金の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 一時金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、一時金の受取人と同一人の場合は不要） (5) 一時金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 不慮の事故による場合は、不慮の事故であることを証する書類 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
2. 保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (4) 不慮の事故であることを証する書類（身体障害状態に該当した場合にかぎります。） (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
3. 無事故給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券

(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることができます。

2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることができます。

(2) その他の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の告知書 (3) 保険証券
2. 一時金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
3. 解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
4. 保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
5. 給付金等の受取人による保険契約の存続	(1) 給付金等の受取人が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証明できる書類

(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることができます。

2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることができます。

**別表9 異常分娩**

「異常分娩」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D-10 (2003年版) 準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード*
○流産に終わった妊娠	000～008
○妊娠、分娩および産じょくく褥における浮腫、たんぱくく蛋白尿および高血圧性障害	010～016
○主として妊娠に関連するその他の母体障害	020～029
○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	030～048
○分娩の合併症	060～075
○分娩（O80～O84）中の	
・単胎自然分娩（O80）中の	
・自然骨盤位分娩	O80.1
・鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
・帝王切開による単胎分娩	O82
・その他の介助単胎分娩	O83
・多胎分娩	O84
○主として産じょくく褥に関連する合併症	085～092
○その他の産科的病態、他に分類されないもの	094～099
○その他の細菌性疾患（A30～A49）中の	
・産科的破傷風	A34

## 備考

### 1. 治療を目的とする入院

「治療を目的とする入院」とは、治療のための入院をいい、例えば、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術などのための入院は該当しません。

### 2. 同一の重点疾病

(1) 別表1において同一の生活習慣病の種類に属する生活習慣病は、疾病が異なる場合でも「同一の重点疾病」とします。

(2) 別表2において同一の女性疾患の種類に属する女性疾患は、疾病が異なる場合でも「同一の重点疾患」とします。

### 3. 診断

「診断」とは、医師がその疾病等に特有の診断基準を満たしていること、もしくは血液検査所見、病理組織診断所見、画像診断所見等の他覚的な所見から直接的に、対象となる疾病に罹患しているまたは傷害に該当していると判断することをいいます。

### 4. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、病名が異なっていても医学上重要な関係にあるとされる一連の疾病のことをいい、例えば、つぎのような疾病の関係をいいます。

(1) 高血圧性疾患とそれに起因する心疾患または脳血管疾患等の関係

(2) 妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）とそれに起因する高血圧症または腎臓疾患等の関係

(3) 糖尿病とそれに起因する眼性疾患（網膜症等）または腎臓疾患等の関係

### 5. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

# 無配当特定疾病一時金特約（07）

(平成26年10月1日改正)

## （この特約の趣旨）

この特約は、無配当重点疾病一時金保険に付加し、つきの保障を主な内容とするものです。

### （1）特定疾病一時金

被保険者がこの特約の保険期間中に特定の疾病（悪性新生物（ガン）、急性心筋梗塞、脳卒中）により所定の状態に該当したときにお支払いします。

## （特約の締結および責任開始期）

第1条 この特約は、保険契約者の申出により、保険契約締結の際、無配当重点疾病一時金保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

② 前項のほか、保険契約者は、主契約の更新の際、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。この場合、この特約の第1回保険料は、更新前の主契約の保険期間の満了する日までに払い込んでください。

③ 会社は、つきの時からこの特約上の責任を負います。

（1）第1項の規定によりこの特約を付加した場合

　　主契約の責任開始期

（2）第2項の規定によりこの特約を付加した場合

　　主契約の更新時

④ この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定を準用し、保険契約者に保険証券を交付します。

## （特定疾病一時金の支払）

第2条 この特約において支払う特定疾病一時金はつきのとおりです。

名 称	特定疾病一時金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人
特定 疾 病 一 時 金	<p>（1）被保険者がこの特約の保険期間中に、この特約の責任開始期前を含めて初めて別表1に定める悪性新生物に罹患し、医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。以下「診断確定」といいます。）されたとき</p> <p>（2）被保険者がこの特約の保険期間中に、この特約の責任開始期以後の疾病を原因として、つきのいずれかの状態に該当したとき</p> <p>　ア. 別表1に定める急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>　イ. 別表1に定める脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき</p>	特定疾病一時金額	被保険者

② 前項の特定疾病一時金の支払事由の（1）に該当した場合でも、この特約の責任開始期の属する日から起算して90日以内に別表1の①B中、基本分類コードC50の悪性新生物（以下「乳房の悪性新生物」といいます。）に罹患し、医師により診断確定されたときは、特定疾病一時金を支払いません。ただし、その後（乳房の悪性新生物については、この特約の責任開始期の属する日から起算して90日経過後）、特約の保険期間中に、被保険者が新たに別表1に定める悪性新生物に罹患し、医師により診断確定されたときは、特定疾病一時金を支払います。

## （特定疾病一時金の支払に関する補則）

第3条 この特約の保険期間中に別表1に定める急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、この特約の保険期間の満了する日から起算して60日以内に、被保険者が前条第1項に定める特定疾病一時金の支払事由の（2）に定める状態に該当した場合には、特定疾病一時金を支払います。

② 特定疾病一時金が支払われた場合には、この特約は、被保険者が特定疾病一時金の支払事由に該当した時から消滅したものとみなします。

③ 保険契約者が法人のときは、前条の規定にかかわらず、特定疾病一時金の受取人は保険契約者とします。

④ 特定疾病一時金が支払われたことにより、この特約が消滅した場合には、保険契約者に通知します。

⑤ 被保険者がこの特約の責任開始期前の疾病を原因として、この特約の責任開始期以後に前条第1項の特定疾病一時金の支払事由の（2）の規定に定める状態に該当したときでも、つきの各号のいずれかの場合に該当するときは、その

状態はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。

- (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
- (2) その疾病（その疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
  - ア. この特約の責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
  - イ. この特約の責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
  - ウ. この特約の責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

#### （特定疾病一時金の請求、支払時期および支払場所）

第4条 この特約による特定疾病一時金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその特定疾病一時金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 特定疾病一時金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに別表2に定める書類を提出して、その特定疾病一時金を請求してください。
- ③ 特定疾病一時金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 特定疾病一時金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から特定疾病一時金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、特定疾病一時金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

- (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合

被保険者が支払事由に該当する事実の有無

- (2) 免責事由に該当する可能性がある場合

支払事由が発生した原因

- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

- (4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

第2号もしくは前号に定める事項、主約款第24条（重大事由による解除）第1項第4号ア、からオ、までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくはこの特約の特定疾病一時金の受取人のこの特約の締結の目的もしくは特定疾病一時金請求の意図に関するこの特約の締結時から特定疾病一時金請求時までにおける事実

- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、特定疾病一時金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日

- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日

- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者またはこの特約の特定疾病一時金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日

- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日

- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日

- ⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者またはこの特約の特定疾病一時金の受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特定疾病一時金を支払いません。

- ⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その特定疾病一時金を請求した者に通知します。

#### （特約保険料の払込免除）

第5条 会社は、主契約について保険料の払込が免除された場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

### (特約の保険期間および特約保険料の払込)

第6条 この特約の保険期間および保険料払込期間は同一とし、主契約の保険期間と同一とします。

② この特約の第2回以後の保険料は、その払込方法（回数）を主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とし、かつ、この特約の保険料払込期間中、払込期月を同一とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。

③ この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その払い込まれないこの特約の保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。

### (保険料の払込期月中または払込猶予期間中に保険事故が生じた場合の保険料の取扱)

第7条 保険料の払込期月中または主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、この特約による特定疾病一時金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額からすでに保険料期間の到来した未払込保険料を差し引きます。

② 保険料の払込期月中または主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、保険料払込の免除事由が生じた場合の保険料の取扱については、主約款の規定を準用します。

### (特約の失効)

第8条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。この場合、保険契約者は、第12条の規定により保険契約を解約することができます。

### (特約の復活)

第9条 主契約の復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。

② 会社は、前項の規定により請求された特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

### (告知義務および告知義務違反による解除)

第10条 告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の規定を準用します。

### (重大事由による解除)

第11条 この特約の重大事由による解除については、主約款の規定を準用します。

### (特約の解約)

第12条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

② 保険契約の解約をするときは、保険契約者は、別表2に定める書類を会社に提出してください。

③ この特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

### (特定疾病一時金額の減額)

第13条 保険契約者は、将来に向かって特定疾病一時金額を減額することができます。ただし、減額後の特定疾病一時金額またはこの特約が付加された保険契約の保険料のいずれかが会社の定める金額に満たないときは、特定疾病一時金額の減額を取り扱いません。

② 特定疾病一時金額を減額するときは、保険契約者は、別表2に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

③ 特定疾病一時金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。

④ 特定疾病一時金額が減額されたときは、保険契約者に通知します。

### (特約の消滅)

第14条 主契約が解約その他の事由により消滅した場合には、この特約は消滅します。

### (解約払戻金)

第15条 この保険契約には、解約払戻金はありません。

### (特約の更新)

第16条 主契約が更新される場合、主契約の更新の申出の際に、保険契約者からとくに反対の申出がないかぎり、この特約は、この特約の保険期間の満了する日の翌日（以下「特約更新日」といいます。）に更新されます。ただし、つぎのいずれかに該当する場合を除きます。

(1) 特約更新日の前日までのこの特約の保険料が払い込まれていないとき

(2) この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき

② 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。

③ 更新後のこの特約の特定疾病一時金額は、更新前のこの特約の特定疾病一時金額と同一とします。ただし、保険契

約者から保険期間の満了する日の2週間（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することができます。以下本条において同様とします。）前までに申出があれば、会社の定める範囲内で特定疾病一時金額を変更して、更新することができます。

- ④ 更新後のこの特約の保険料は、特約更新日における被保険者の年齢により計算します。
- ⑤ 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新後の主契約の第1回保険料とともに払い込むことを要します。この場合、第7条（保険料の払込期月中または払込猶予期間中に保険事故が生じた場合の保険料の取扱）および主約款の保険料払込の猶予期間に関する規定を準用します。
- ⑥ 前項に規定するこの特約の保険料が払い込まれないまま猶予期間が経過したときは、この特約は、更新されなかつたものとします。
- ⑦ 更新後のこの特約については、特約更新日における特約条項および保険料率を適用します。
- ⑧ この特約が更新された場合、特定疾病一時金の支払または特約保険料の払込免除に関する規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間は継続したものとします。
- ⑨ 第1項第2号に該当しこの特約が更新されないときは、保険契約者から別段の申出がないかぎり、更新の取扱に準じて会社の定める他の特約を特約更新日に付加します。
- ⑩ この特約が更新されたときは、新たな保険証券は交付しません。

#### （契約者配当金）

第17条 この特約には、契約者配当金はありません。

#### （管轄裁判所）

第18条 この特約における特定疾病一時金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### （主約款の規定の準用）

第19条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き主約款の規定を準用します。

#### （特約保険料を前納する場合の特則）

第20条 主約款の規定により主契約の保険料を前納するときは、この特約保険料も同時に前納することを要します。この場合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 主約款の保険料の前納に関する規定を準用します。
- (2) 第6条（特約の保険期間および特約保険料の払込）第2項および第3項の規定を適用します。

#### （他の特約からこの特約に更新する場合の特則）

第21条 会社の定める他の特約からこの特約に更新する場合には、第16条（特約の更新）の規定を準用します。

#### （受取人の変更）

第22条 この特約のみの受取人の変更は取り扱いません。

## 別表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

### ① 悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、下記Aにより定義づけられる疾病とし、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記Bの基本分類コードに規定されるものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 IC D-10（2003年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

#### A 対象となる悪性新生物の定義

定義
悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病 (ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く)

#### B 対象となる悪性新生物の基本分類コード\*

分類項目	基本分類コード
○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
○消化器の悪性新生物	C15～C26
○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
○皮膚の悪性黒色腫	C43
○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
○乳房の悪性新生物	C50
○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
○男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
○独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の ・真正赤血球増加症<多血症>	D45
・骨髄異形成症候群	D46
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明の その他の新生物（D47）のうち ・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性（出血性）血小板血症	D47.3

C 上記Bにおいて、「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を示す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

#### 第5桁性状コード番号

/3 . . . . 悪性、原発部位
/6 . . . . 悪性、転移部位 悪性、続発部位
/9 . . . . 悪性、原発部位または転移部位の別不詳

#### ①の備考

「上皮内癌」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を示す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

## 第5桁性状コード番号

/2 · · · · 上皮内癌  
上皮内  
非浸潤性  
非侵襲性

(注) 胃、結腸または直腸の粘膜癌を除きます。この場合、胃、結腸または直腸の粘膜癌は、前Bおよび前Cに該当するものとみなして取り扱います。

## (2) 急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中とは、下記Aにより定義づけられる疾病とし、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記Bの基本分類コードに規定されるのものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断日以前に新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

## A 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
1. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
2. 脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

## B 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 急性心筋梗塞	○虚血性心疾患(120~125)のうち · 急性心筋梗塞 · 再発性心筋梗塞	121 122
2. 脳卒中	○脳血管疾患(160~169)のうち · くも膜下出血 · 脳内出血 · 脳梗塞	160 161 163

## 別表2 請求書類

## (1) 特定疾病一時金の請求に必要な書類

項目	必 要 書 類
1. 特定疾病一時金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票(ただし、特定疾病一時金の受取人と同一人の場合は不要) (4) 特定疾病一時金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券

(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることができます。

2. 会社は、上記の書類(前1. で求める書類を含みます。)について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることができます。

(2) その他の請求に必要な書類

項 目	必 要 書 類
1. 特定疾病一時金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
2. 解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券

(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることができます。  
2. 会社は、上記の書類（前1.で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることができます。

# 指定代理請求特約

## (特約の締結)

第1条 この特約は、保険契約者の申出により、保険契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得て、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。ただし、保険契約者が法人の場合を除きます。

## (特約の対象となる保険金等)

第2条 この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、つぎの各号のとおりとします。

- (1) つぎのいずれかに該当する、会社の定める主契約または主契約に付加されるその他の特約（以下「主特約」といいます。）の保険金（給付金、一時金および年金を含み、名称の如何を問いません。以下同様とします。）  
ア. 被保険者が受取人に指定されている保険金  
イ. 被保険者が受け取ることとなる保険金  
ウ. 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる保険金
- (2) 前号に定める保険金とともに支払われる金額
- ② 被保険者と保険契約者が同一人である場合の主契約または主特約の保険料の払込免除についても、この特約の対象とします。

## (指定代理請求人の指定および変更)

第3条 この特約を付加する場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を被保険者の代理人（以下「指定代理請求人」といいます。）として指定してください。ただし、第2号から第4号までのいずれかに該当する者の場合、保険金等または保険料の払込免除の請求時に会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合、保険契約者）のために保険金等または保険料の払込免除を請求すべき相応の理由があると会社が認める者にかぎります。

- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族または3親等内の親族  
(2) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている前号以外の者  
(3) 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者  
(4) 第2号および前号に掲げる者と同等の特別な事情がある者
- ② 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、指定代理請求人は前項のいずれかに該当する者であることを要します。
- ③ 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。
- ④ 指定代理請求人の指定もしくは変更または指定代理請求人の指定の撤回をするときは、保険契約者は、別表1に定める書類を会社に提出してください。

## (指定代理請求人による保険金等の請求)

第4条 つぎの各号の場合、指定代理請求人が別表1に定める書類および特別な事情を示す書類を提出して、被保険者の代理人として保険金等または保険料の払込免除を請求することができます。

- (1) 保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるとき  
(2) 被保険者と同一人である保険契約者が保険料の払込免除を請求できない特別な事情があるとき
- ② 前項の請求の際、指定代理請求人に指定された者がその請求時において前条第1項のいずれにも該当していないときは、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。
- ③ 第1項の規定により会社が保険金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複して保険金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- ④ 本条の規定にかかわらず、つぎの者は指定代理請求人としての取扱を受けることができません。  
(1) 故意に保険金等の支払事由を生じさせた者  
(2) 故意に保険料の払込免除事由を生じさせた者  
(3) 故意に保険金等の受取人を保険金等の請求ができない特別な事情に該当させた者  
(4) 故意に保険契約者を保険料の払込免除を請求できない特別な事情に該当させた者
- ⑤ 指定代理請求人が保険金等または保険料の払込免除を請求する場合は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項（以下「主特約条項」といいます。）の保険金等の請求、支払時期および支払場所の規定を準用します。

## (指定代理請求人への解除通知)

第5条 この特約が付加された保険契約の解除に関するつぎの事項については、主約款または主特約条項の規定によるほか、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

- (1) 告知義務違反による解除

## (2) 重大事由による解除

### (特約を付加した場合の取扱)

第6条 この特約が付加された保険契約が更新されるときは、保険契約者から、とくに反対の申出がないかぎりこの特約も更新されます。

- ② 保険契約者が法人に変更された場合は、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。
- ③ この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款および主特約条項の規定を準用します。

### (主約款等の代理請求に関する規定の不適用)

第7条 この特約を付加する場合、主約款または主特約条項について、保険金等の受取人の代理人による請求に関する規定は適用しません。

### (保険組立特約の指定契約に付加する場合の特則)

第8条 保険組立特約の指定契約にこの特約を付加する場合、被保険者が同一である複数の指定契約の指定代理請求人は同一人とします。

### (取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則)

第9条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第5項中「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項（以下「主特約条項」といいます。）」とあるのは「主契約の各普通保険約款」と読み替えます。
- (2) 第5条（指定代理請求人への解除通知）中「主約款または主特約条項」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。
- (3) 第6条（特約を付加した場合の取扱）中「主約款および主特約条項」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。

### 別表1 請求書類

#### (1) 指定代理請求人による保険金等または保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 保険金等または保険料の払込免除の指定代理請求	(1) 主約款または主特約の特約条項に定める保険金等または保険料の払込免除の請求に関する必要書類 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (4) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (5) 指定代理請求人が被保険者の治療費の支払を行っていることを証する領収証の写し (6) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し (7) 指定代理請求人が法律にもとづく保護者選任審判を受けているときは、保護者選任審判書の写し

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることができます。  
2. 会社は、上記の書類（前1.で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることができます。

#### (2) その他の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 指定代理請求人の指定もしくは変更または指定代理請求人の指定の撤回	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることができます。  
2. 会社は、上記の書類（前1.で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることができます。

# 集団月払特別取扱特約

## (特約の締結)

第1条 この特約は、官公庁、会社、工場、組合、同業団体等の団体で保険料をとりまとめて払い込むことができる団体（以下「団体」といいます。）またはその団体に所属する者が保険契約者となり、つぎの各号のいずれかの条件を満たしている場合に、保険契約者の申出により主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

- (1) 団体に所属する者が保険契約者であるときは、その保険契約者が10名以上であること
- (2) 団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者を被保険者とし、かつ、被保険者が10名以上であること（以下「事業保険」といいます。）

## (契約日の特則)

第2条 この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める当会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。

- ② 保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前項に規定する契約日を基準とします。ただし、当会社の責任開始の時から契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合には、当会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。
- ③ 第1項および前項の規定にかかわらず、当会社がとくに認めた場合には、主約款の規定にもとづいて契約日を定め、本条の規定を適用しません。

## (保険料の払込方法（回数）および保険料率)

第3条 保険料は毎月払とします。

- ② この特約を適用する保険契約の保険料率は、つぎの第1号の場合は準団体扱保険料率、第2号の場合は個人扱の保険料率とします。
  - (1) 5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約を除いて、第1条（特約の締結）第1号または第2号の条件を満たすとき
  - (2) 5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約を除くと、第1条（特約の締結）第1号および第2号の条件を満たさないとき
- ③ 前項の規定にかかわらず、5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約の保険料率は、個人扱の保険料率とします。
- ④ 準団体扱保険料率が適用されている保険契約について、第2項第1号に該当しなくなった時から3か月を経過しても第2項第1号に復さないときは、個人扱の保険料率に変更されます。

## (保険料の払込)

第4条 第2回以後の保険料は、団体の代表者がとりまとめて当会社の指定した日までに一括して払い込んでください。この場合、団体の代表者が当会社に払い込んだ時を保険料の払込のあった時とします。

- ② 前項の保険料については、当会社は、団体の保険料総額に対する領収証を団体の代表者に交付し、個々の保険契約者には交付しません。

## (保険料の振替貸付)

第5条 主約款の保険料の振替貸付の規定は、この特約の有効期間中は適用しません。

## (特約の失効)

第6条 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約者（事業保険の場合は被保険者）が団体から脱退したとき
  - (2) 第1条（特約の締結）各号に規定する人数が10名未満となった時から3か月を経過しても10名以上に復さないとき
  - (3) 当会社と団体の代表者との協議により集団月払特別取扱を廃止したとき
- ② 前項の規定によりこの特約が効力を失った場合には、保険契約は将来に向かって個人扱となります。

## (契約者配当金の割当および支払)

第7条 この特約により取扱を行う保険契約の契約者配当金は、主約款の契約者配当金の支払に関する規定（この特約以外の他の特約が付加されている場合には、その特約条項の契約者配当金の支払に関する規定を含みます。）にしたがって支払います。ただし、支払方法について団体ととくに取り決めがあるときは、その方法によります。

## (主約款の規定の適用)

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を適用します。

#### (無配当の保険契約に付加する場合の特則)

第9条 この特約を無配当の保険契約に付加する場合には、第7条（契約者配当金の割当および支払）の規定は適用しません。

#### (第1回保険料の払込に関する特則)

第10条 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下本条において同様とします。）の払込について、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1回保険料を、団体に所属する者に支払う給与から控除したうえで、団体の代表者がとりまとめて当会社に払い込む場合には、第1回保険料を控除した日（団体の代表者と当会社が取り決めた日であることを要します。）に、第1回保険料の払込があったものとします。
  - (2) 第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下本条において「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで、団体の代表者がとりまとめて当会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から団体の口座に振り替えた日（団体の代表者と当会社が取り決めた日であることを要します。）に、第1回保険料の払込があったものとします。
  - (3) 第1号および前号以外の場合には、第1回保険料を、当会社または当会社の指定した場所に払い込んだ時に、第1回保険料の払込があったものとします。
- ② 前項の規定および取扱総則規定約款に定める当会社の責任開始期の規定にかかわらず、当会社の承諾を得て締結するつぎの各号の保険契約については、当会社の責任開始期をつぎの各号のとおり取り扱います。この場合、第2条（契約日の特則）第1項の規定にかかわらず、当会社の契約日は当会社の責任開始の日とします。
- (1) つぎの保険契約における当会社の責任開始期は、保険契約の申込をした日（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知をした日）以後の保険組立特約条項に定める基準応当日とします。
    - ア. 保険組立特約条項に定める追加指定契約（以下本条において「追加指定契約」といいます。）
    - イ. 保険組立特約条項第2条（特約の締結）により同じ取扱をする指定契約のうち一部の指定契約を消滅させ、新たに締結する契約見直し特約条項に定める見直し後契約（以下本条において「部分見直し後契約」といいます。）
  - (2) つぎの保険契約における当会社の責任開始期は、保険契約の申込をした日（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知をした日）の属する月の翌月1日とします。ただし、当会社がとくに認めた場合には、主約款の当会社の責任開始期に関する規定を適用することができます。
    - ア. 保険組立特約条項第2条（特約の締結）により同じ取扱をする指定契約の全部を消滅させ、新たに締結する契約見直し特約条項に定める見直し後契約（以下本条において「全部見直し後契約」といいます。）
  - (3) 追加指定契約、部分見直し後契約または全部見直し後契約（以下本条において「追加指定契約または見直し後契約」といいます。）の第1回保険料が払い込まれなかったときは、保険契約者は、契約日の属する月の翌月末日までに、第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、追加指定契約または見直し後契約を無効とします。
  - (4) 追加指定契約または見直し後契約の契約日から第1回保険料が払い込まれるまでは、つぎのとおり取り扱います。
    - ア. 給付金等の支払事由が生じた場合には、当会社は、支払うべき金額から第1回保険料を差し引きます。
    - イ. 前ア. の場合、支払うべき金額が差し引くべき第1回保険料に不足するときは、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、当会社は、支払うべき金額を支払いません。
    - ウ. 保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込んでください。この第1回保険料が払い込まれないときは、当会社は、保険料の払込を免除しません。
    - エ. 当会社は、追加指定契約または見直し後契約について、解約以外の保険契約者の申出による取扱を行いません。  
追加指定契約または見直し後契約を解約した場合、解約払戻金はありません。
- ③ 第1項および前項の場合、第4条（保険料の払込）第2項の規定を準用します。
- ④ 第1項から前項までの規定にかかわらず、当会社が団体の代表者ととくに取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

#### (取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則)

第11条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約日の特則）第1項の規定は「この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款の規定にかかわらず、主契約の取扱総則規定約款に定める当会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。」と読み替えます。
- (2) 第2条（契約日の特則）第3項、第7条（契約者配当金の割当および支払）および第8条（主約款の規定の適用）中「主約款」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。
- (3) 第5条（保険料の振替貸付）中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。

# 団体月払特別取扱特約

## (特約の締結)

第1条 この特約は、官公庁、会社、工場等の団体（以下「団体」といいます。）またはその団体に所属する者（団体から給与または役員報酬の支払を受ける者にかぎります。以下同様とします。）が保険契約者となり、つぎの各号のいずれかの条件を満たしている場合に、保険契約者の申出により主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

- (1) 団体に所属する者が保険契約者であるときは、その保険契約者が10名以上であること
- (2) 団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者を被保険者とし、かつ、被保険者が10名以上あること（以下「事業保険」といいます。）

## (契約日の特則)

第2条 この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める当会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。

- ② 保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前項に規定する契約日を基準とします。ただし、当会社の責任開始の時から契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合には、当会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。
- ③ 第1項および前項の規定にかかわらず、当会社がとくに認めた場合には、主約款の規定にもとづいて契約日を定め、本条の規定を適用しません。

## (保険料の払込方法（回数）および保険料率)

第3条 保険料は毎月払とします。

- ② この特約を付加した保険契約の保険料率は、つぎの第1号または第2号の場合は団体扱保険料率、第3号の場合は準団体扱保険料率、第4号の場合は個人扱の保険料率とします。
  - (1) 5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約を除いて、第1条（特約の締結）第1号もしくは第2号に規定する人数が20名以上のとき、または、第1条（特約の締結）第1号および第2号に規定する人数を名寄せした上合算して20名以上になるとき
  - (2) 団体の事業所が2つ以上あり、保険料の一括払込が行われない場合で、いずれか1事業所において前号の条件を満たすとき
  - (3) 5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約を除いて、第1条（特約の締結）第1号または第2号に規定する人数が10名以上20名未満のとき
  - (4) 5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約を除くと、第1条（特約の締結）第1号および第2号の条件を満たさないとき
- ③ 前項の規定にかかわらず、5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約の保険料率は、個人扱の保険料率とします。
- ④ 団体扱保険料率が適用されている保険契約について、第2項第1号および第2号のいずれにも該当しなくなった時から6か月を経過しても第2項第1号または第2号のいずれかに復さないときは、準団体扱保険料率または個人扱の保険料率に変更されます。
- ⑤ 準団体扱保険料率が適用されている保険契約について、第2項第3号の人数が10名未満となった時から3か月を経過しても第2項第3号に復さないときは、個人扱の保険料率に変更されます。

## (保険料の払込)

第4条 第2回以後の保険料は、団体の代表者がとりまとめて当会社の指定した日までに一括して払い込んでください。この場合、団体の代表者が当会社に払い込んだ時を保険料の払込のあった時とします。

- ② 前項の保険料については、当会社は、団体の保険料総額に対する領収証を団体の代表者に交付し、個々の保険契約者には交付しません。

## (保険料の振替貸付)

第5条 主約款の保険料の振替貸付の規定は、この特約の有効期間中は適用しません。

## (特約の失効)

第6条 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約者（事業保険の場合は被保険者）が団体から脱退したとき
- (2) 団体扱保険料率が適用されている団体については、第3条（保険料の払込方法（回数）および保険料率）第2項第1号および第2号のいずれにも該当しなくなった時から6か月を経過した時に、第1条（特約の締結）第1号および第2号のいずれの条件も満たしていないとき

- (3) 団体扱保険料率が適用されていない団体については、第1条（特約の締結）各号に規定する人数が10名未満となった時から3か月を経過しても10名以上に復さないとき
- (4) 当会社と団体の代表者との協議により団体月払特別取扱を廃止したとき
- ② 前項の規定によりこの特約が効力を失った場合には、保険契約は将来に向かって個人扱となり、保険料は個人扱の保険料率に変更されます。

#### （契約者配当金の割当および支払）

第7条 この特約により取扱を行う保険契約の契約者配当金は、主約款の契約者配当金の支払に関する規定（この特約以外の他の特約が付加されている場合には、その特約条項の契約者配当金の支払に関する規定を含みます。）にしたがって支払います。ただし、支払方法について団体ととくに取り決めがあるときは、その方法によります。

#### （主約款の規定の適用）

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を適用します。

#### （無配当の保険契約に付加する場合の特則）

第9条 この特約を無配当の保険契約に付加する場合には、第7条（契約者配当金の割当および支払）の規定は適用しません。

#### （第1回保険料の払込に関する特則）

第10条 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下本条において同様とします。）の払込について、つきの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1回保険料を、団体に所属する者に支払う給与から控除したうえで、団体の代表者がとりまとめて当会社に払い込む場合には、第1回保険料を控除した日（団体の代表者と当会社が取り決めた日であることを要します。）に、第1回保険料の払込があったものとします。
- (2) 第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下本条において「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで、団体の代表者がとりまとめて当会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から団体の口座に振り替えた日（団体の代表者と当会社が取り決めた日であることを要します。）に、第1回保険料の払込があったものとします。
- (3) 第1号および前号以外の場合には、第1回保険料を、当会社または当会社の指定した場所に払い込んだ時に、第1回保険料の払込があったものとします。
- ② 前項の規定および取扱総則規定約款に定める当会社の責任開始期の規定にかかわらず、当会社の承諾を得て締結するつきの各号の保険契約については、当会社の責任開始期をつきの各号のとおり取り扱います。この場合、第2条（契約日の特則）第1項の規定にかかわらず、当会社の契約日は当会社の責任開始の日とします。
- (1) つきの保険契約における当会社の責任開始期は、保険契約の申込をした日（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知をした日）以後の保険組立特約条項に定める基準応当日とします。
- ア. 保険組立特約条項に定める追加指定契約（以下本条において「追加指定契約」といいます。）
- イ. 保険組立特約条項第2条（特約の締結）により同じ取扱をする指定契約のうち一部の指定契約を消滅させ、新たに締結する契約見直し特約条項に定める見直し後契約（以下本条において「部分見直し後契約」といいます。）
- (2) つきの保険契約における当会社の責任開始期は、保険契約の申込をした日（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知をした日）の属する月の翌月1日とします。ただし、当会社がとくに認めた場合には、主約款の当会社の責任開始期に関する規定を適用することができます。
- ア. 保険組立特約条項第2条（特約の締結）により同じ取扱をする指定契約の全部を消滅させ、新たに締結する契約見直し特約条項に定める見直し後契約（以下本条において「全部見直し後契約」といいます。）
- (3) 追加指定契約、部分見直し後契約または全部見直し後契約（以下本条において「追加指定契約または見直し後契約」といいます。）の第1回保険料が払い込まれなかったときは、保険契約者は、契約日の属する月の翌月末日までに、第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、追加指定契約または見直し後契約を無効とします。
- (4) 追加指定契約または見直し後契約の契約日から第1回保険料が払い込まれるまでは、つきのとおり取り扱います。
- ア. 紛失金等の支払事由が生じた場合には、当会社は、支払うべき金額から第1回保険料を差し引きます。
- イ. 前ア. の場合、支払うべき金額が差し引くべき第1回保険料に不足するときは、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、当会社は、支払うべき金額を支払いません。
- ウ. 保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込んでください。この第1回保険料が払い込まれないときは、当会社は、保険料の払込を免除しません。
- エ. 当会社は、追加指定契約または見直し後契約について、解約以外の保険契約者の申出による取扱を行いません。
- 追加指定契約または見直し後契約を解約した場合、解約払戻金はありません。
- ③ 第1項および前項の場合、第4条（保険料の払込）第2項の規定を準用します。

④ 第1項から前項までの規定にかかわらず、当会社が団体の代表者とともに取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

**(取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則)**

第11条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第2条（契約日の特則）第1項の規定は「この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款の規定にかかわらず、主契約の取扱総則規定約款に定める当会社の責任開始日の属する月の翌月1日とします。」と読み替えます。

(2) 第2条（契約日の特則）第3項、第7条（契約者配当金の割当および支払）および第8条（主約款の規定の適用）中「主約款」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。

(3) 第5条（保険料の振替貸付）中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。

特  
約

団  
体  
月  
払  
特  
別  
取  
扱  
特  
約

# 保険料口座振替扱特約

## (特約の適用)

第1条 この特約は、保険契約締結または更新の際もしくは保険料払込期間中に保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

② この特約を適用する場合には、つぎの条件を満たすことを要します。

(1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替（保険料相当額を保険契約者の指定口座から会社の口座に振り替えることをいいます。以下同様とします。）の取扱について提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。）に設置してあること

(2) 保険契約者が提携金融機関に対し、保険料口座振替を委任すること

## (保険料率)

第2条 この特約を付加する月払契約の保険料率は、口座振替扱保険料率とします。

② 前項の規定にかかわらず、この特約が付加された5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の各保険契約の保険料率は、個人扱の保険料率とします。

③ 第1項の規定にかかわらず、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により、保険料の振替貸付を行う場合には、個人扱の保険料率を適用します。

## (保険料の払込)

第3条 保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込期月中の会社の定めた日（以下この定めた日を「振替日」といいます。）に保険料口座振替により会社に払い込まれるものとします。

② 前項の振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、保険料は振替日の翌営業日に保険料口座振替により会社に払い込まれるものとします。

③ 第1項または第2項の規定により保険料口座振替が行われた場合には、振替日に保険料の払込があったものとします。

④ 第1項または第2項の規定により同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料口座振替を行う場合には、保険契約者は会社に対し、その振替順序を指定できないものとします。

⑤ 保険料口座振替により払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。

## (繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込)

第4条 会社は、保険契約者からの申出により、つぎの保険料口座振替を会社の定める範囲内で取り扱うことができます。

(1) 月払契約の場合、繰り返し同一月数分（以下この月数を「振替月数」といいます。）の保険料（保険料払込期間満了までの月数が振替月数に満たないときは、その最終月までの保険料とします。）を、振替日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に保険料口座振替により一括して会社に払い込むことができます。

(2) まだ保険料期間の到来していない保険料（以下「前納保険料」といいます。）の全部または一部を、振替日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に、前条第1項または第2項に規定する保険料と同時に保険料口座振替により会社に払い込むことができます。

(3) 前納保険料の全部または一部を、会社の定める日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に、保険料口座振替により会社に払い込むことができます。

② 本条の規定による保険料口座振替を行う場合には、主約款の保険料の前納に関する規定および前条第3項から第5項までの規定を準用します。

## (保険料口座振替不能の場合の取扱)

第5条 第3条（保険料の払込）の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険料の払込方法（回数）に応じ、つぎのとおり取り扱います。

(1) 月払契約の場合には、翌月の振替日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に翌月分の保険料と合わせて保険料口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、払込期月を過ぎた保険料1か月分の保険料口座振替を行います。

(2) 年払契約または半年払契約の場合には、振替日の翌月の応当日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に再度保険料口座振替を行います。

② 前条第1項第1号の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、毎月払に変更した上で、前項第1号の規定を適用します。この場合、保険契約者からとくに申出のないかぎり、以後の保険料は毎月払で保険料口座振替を行います。

③ 前条第1項第2号の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険契約者から前条第1項第2号の申出がなかったものとして前納保険料の全部または一部について再度保険料口座振替を行いま

せん。ただし、払込期月を過ぎた保険料については、第1項の規定を適用します。

- ④ 前条第1項第3号の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険契約者から前条第1項第3号の申出がなかったものとして前納保険料の全部または一部について再度保険料口座振替を行いません。
- ⑤ 第1項から第3項までの規定による払込期月を過ぎた保険料の保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間は保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

#### （保険料口座振替扱に関する諸変更）

- 第6条 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座または他の提携金融機関の口座に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。
- ② 第4条（繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）第1項第1号による取扱を行っている保険契約について、振替月数の変更または毎月払への変更をする場合には、保険契約者は、あらかじめ会社に申し出てください。
  - ③ 保険契約者が保険料口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。この場合、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。
  - ④ 提携金融機関が保険料口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するかまたは保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。
  - ⑤ 会社は、会社または提携金融機関に止むを得ない事情が発生した場合には、振替日を変更することがあります。この場合には、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

#### （特約の消滅）

第7条 つぎのいずれかの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) 主契約が失効したとき
- (3) 保険料の振替貸付が行われたとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 保険料の払込方法（経路）を他に変更したとき
- (6) 第1条（特約の適用）第2項の条件を満たさなくなったとき
- (7) 第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第5項の場合に該当したとき

#### （主約款の規定の適用）

第8条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

#### （第1回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則）

第9条 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同様とします。）から保険料口座振替を行う場合には、主約款（ガン保険については、ガン保険普通保険約款第1条）の規定にかかわらず、会社の責任開始の日は第1回保険料が指定口座から振り替えられた日とし、その日を契約日とします。

- ② 指定口座から振り替えられるべき第1回保険料については、つぎの各号のとおり取り扱います。
  - (1) 第3条（保険料の払込）第1項の規定中「払込期月中の会社の定めた日」とあるのは「会社の定めた日」と読み替えます。
  - (2) この特約の第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）、第6条（保険料口座振替扱に関する諸変更）および第7条（特約の消滅）の規定は適用しません。
- ③ 第1回保険料が指定口座から振り替えられるべき日に保険料口座振替できなかったときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
  - (1) この特約に対する保険契約者からの申込はなかったものとみなします。
  - (2) 保険契約者は、会社の指定する日までに、第1回保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- ④ 第1項および前項の規定にかかわらず、保険契約者の申出により、保険組立特約条項に定める追加指定契約（以下本項において「追加指定契約」といいます。）の第1回保険料を保険料口座振替する場合には、つぎの各号のとおり取り扱うものとします。
  - (1) 取扱総則規定約款に定める会社の責任開始期の規定にかかわらず、会社の責任開始期は、追加指定契約の申込をした時（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知の時。）以後の保険組立特約条項に定める基準応当日とし、責任開始期の属する日を契約日とします。ただし、会社が追加指定契約の申込を承諾した場合にかかりります。
  - (2) 追加指定契約の第1回保険料が保険料口座振替できなかったときは、保険契約者は、契約日の属する月の翌月末

日までに、第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、追加指定契約を無効とします。

(3) 追加指定契約の契約日から第1回保険料が払い込まれるまでは、つぎのとおり取り扱います。

ア. 給付金等の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額から第1回保険料を差し引きます。

イ. 前ア.の場合、支払うべき金額が差し引くべき第1回保険料に不足するときは、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。

ウ. 保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込んでください。この第1回保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

エ. 会社は、追加指定契約について、解約以外の保険契約者の申出による取扱を行いません。追加指定契約を解約した場合、解約払戻金はありません。

#### (ボーナス併用払込方式が適用されている場合の特則)

第10条 保険契約にボーナス併用払込特約が付加されている場合またはボーナス併用払込方式が選択されている場合で、振替日に保険料口座振替不能となったときは、第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第1項第1号の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

(1) ボーナス月直前の平常月の保険料が保険料口座振替不能となった場合には、ボーナス月の振替日にボーナス月直前の平常月の保険料のみの保険料口座振替を行います。この場合、ボーナス月の保険料については、次号の規定を準用します。

(2) ボーナス月の保険料が保険料口座振替不能となった場合には、ボーナス月の翌月の振替日にボーナス月の保険料のみの保険料口座振替を行います。この場合、ボーナス月直後の平常月の保険料については、次号の規定を準用します。

(3) 第1号以外の平常月の保険料が保険料口座振替不能となった場合には、翌月の振替日に翌月分の保険料と合わせて保険料口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、払込期月を過ぎた保険料1か月分の保険料口座振替を行います。

② 前項の保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第5項の規定を準用します。

③ 保険契約にボーナス併用払込特約が付加されている場合またはボーナス併用払込方式が選択されている場合には、第4条（繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）の取扱は行いません。

#### (保険組立特約の指定契約に付加する場合の特則)

第11条 保険組立特約の指定契約にこの特約を付加する場合、複数の指定契約を1契約として、この特約の規定を準用します。

#### (取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則)

第12条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第2条（保険料率）第3項の規定は「第1項の規定にかかわらず、主契約の取扱総則規定約款の規定により、保険料の振替貸付を行う場合には、個人扱の保険料率を適用します。」と読み替えます。

(2) 第3条（保険料の払込）第1項中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。

(3) 第4条（繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）第2項および第8条（主約款の規定の適用）中「主約款」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。

(4) 第9条（第1回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則）第1項中「主約款（ガン保険については、ガン保険普通保険約款第1条）」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。

(5) 無配当保険料払込免除特約、無配当総合保険料払込免除特約、無配当介護保障保険料払込免除特約または無配当生活介護保障保険料払込免除特約を主契約に中途付加する際に、会社の定める方法により計算した金額を口座振替扱により払い込むことができます。この場合、第9条（第1回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則）第2項および第4項の規定を準用します。

#### (契約日の特則)

第13条 保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときには、つぎのとおり取り扱うことができるものとします。

(1) この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始日の属する月の翌月1日とします。

(2) 保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前号に規定する契約日を基準とします。ただし、会社の責任開始期から契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合には、

会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。

特約

保険料口座振替扱特約

# 全国支社一覧

(平成 28 年 7 月現在)

支社	郵便番号	所在地	電話番号(代)
旭川	070-0031	旭川市一条通9-右10	0166-23-4024
札幌北	001-0908	札幌市北区新琴似8条1-1-41	011-709-5526
札幌	060-0002	札幌市中央区北2条西3-1	011-231-5533
札幌東	004-0052	札幌市厚別区厚別中央2条5-4-18	011-896-1410
札幌南	005-0003	札幌市南区澄川3条5-2-13	011-842-1711
札幌西	063-0812	札幌市西区琴似2条7-2-3	011-612-5501
小樽	047-0032	小樽市稻穂2-6-3	0134-25-7060
函館	040-0011	函館市本町12-2	0138-51-8550
青森	030-0861	青森市長島2-25-1	017-776-2413
八戸	031-0081	八戸市柏崎1-10-12	0178-46-1181
盛岡	020-0878	盛岡市肴町3-9	019-653-3102
秋田	010-0951	秋田市山王3-1-12	018-863-8111
石巻	986-0825	石巻市穀町3-15	0225-23-0206
塩釜	985-0021	塩釜市尾島町16-10	022-363-0527
仙台	980-0811	仙台市青葉区一番町2-8-15	022-225-3111
仙台南	982-0011	仙台市太白区長町5-1-15 エイ・エヌ ステーションビル	022-249-3271
山形	990-0039	山形市香澄町2-2-31 カーニープレイス山形	023-632-2761
*新庄	996-0023	新庄市沖の町2-4 ビーンズ新庄ビル	0233-28-0155
郡山	963-8004	郡山市中町1-22 大同生命ビル	024-923-5447
*牛久	300-1234	牛久市中央4-24-2 アルシェビル	029-830-8282
水戸	310-0805	水戸市中央1-2-19	029-227-1101
宇都宮	320-0035	宇都宮市伝馬町2-11	028-634-0121
*小山	323-0022	小山市駅東通り2-24-18	0285-22-8441
高崎	370-0824	高崎市田町57-1	027-322-5554
熊谷	360-0043	熊谷市星川2-75	048-521-1285
大宮	330-0846	さいたま市大宮区大門町3-42-5	048-641-3786
所沢	359-1123	所沢市日吉町18-1 ARAI-181ビル	04-2922-5191
浦和	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-4-9	048-829-2921
朝霞	351-0005	朝霞市根岸台5-3-18	048-463-6099
川越	350-1123	川越市脇田本町26-4	049-247-3451
春日部	344-0061	春日部市粕壁2-8-13	048-754-6560
越谷	343-0845	越谷市南越谷1-19-6 越谷ビル	048-961-6730
千葉	260-0014	千葉市中央区本千葉町10-5	043-222-4121
船橋	273-0005	船橋市本町2-27-25	047-432-2711
市川	272-0021	市川市八幡1-11-4	047-334-3244
柏	277-0842	柏市末広町6-3	04-7145-4155

\*印の支社では窓口業務はお取り扱いしていません。

支社	郵便番号	所在地	電話番号(代)
松戸	271-0092	松戸市松戸 1331-10	047-368-1288
小岩	133-0057	江戸川区西小岩1-29- 7	03-3671-7581
千住	120-0036	足立区千住仲町 19- 8	03-3882-7638
青戸	125-0062	葛飾区青戸3-41- 8	03-3602-5106
赤羽	115-0045	北区赤羽2-17- 4	03-3903-9881
江東	136-0071	江東区亀戸2-25-14 立花アネックスビル	03-5836-1568
東京	101-0032	千代田区岩本町 2-4-3	03-3862-1821
池袋	171-0022	豊島区南池袋2-49- 4	03-3987-4321
渋谷	150-0002	渋谷区渋谷2-17- 2	03-3409-7841
中野	165-0026	中野区新井2-30- 5	03-3387-4441
烏山	157-0062	世田谷区南烏山5-17- 8	03-3305-6061
大森	143-0016	大田区大森北1-17- 4	03-3762-5728
田無	188-0012	西東京市南町3-25- 2	042-461-7609
立川	190-0023	立川市柴崎町3-11- 2	042-523-0251
八王子	192-0083	八王子市旭町9- 1 八王子スクエアビル	042-642-1741
町田	194-0022	町田市森野1-32-17	042-722-2603
登戸	214-0013	川崎市多摩区登戸新町 445- 1	044-911-4217
川崎	210-0004	川崎市川崎区宮本町2-24	044-244-1337
藤が丘	227-0043	横浜市青葉区藤が丘2- 9- 2	045-971-6901
横浜北	222-0011	横浜市港北区菊名6- 3-14	045-401-1761
横浜	231-0047	横浜市中区羽衣町1- 3- 1	045-261-8381
*横浜西	241-0821	横浜市旭区二俣川2-85- 3 二俣川NKビル	045-273-1042
横須賀	238-0008	横須賀市大滝町1-20- 1	046-822-2322
湘南	236-0028	横浜市金沢区洲崎町 6-5	045-781-2081
戸塚	244-0002	横浜市戸塚区矢部町 17- 4	045-871-1101
藤沢	251-0054	藤沢市朝日町 13- 2	0466-23-4150
大和	242-0017	大和市大和東3-15- 4	046-264-8265
厚木	243-0018	厚木市中町4-16-22	046-222-1178
平塚	254-0042	平塚市明石町1-24	0463-21-2085
*小田原	250-0012	小田原市本町1- 1-38 あいおいニッセイ同和損保小田原ビル	0465-24-5681
松本	390-0815	松本市深志2- 4-26	0263-36-5291
長野	380-0935	長野市中御所1-16-20	026-268-0227
新潟	950-0088	新潟市中央区万代4- 1-11	025-243-3618
富山	930-0007	富山市宝町1- 3-14	076-432-1534
金沢	920-0902	金沢市尾張町2- 8-23	076-263-0541
福井	910-0004	福井市宝永2- 1	0776-22-6630
沼津	410-0056	沼津市高島町 11-13	055-921-5325

支社	郵便番号	所在地	電話番号(代)
*富士	417-0047	富士市青島町 192- 2 サン・アイ富士ビル	0545-52-8761
清水	424-0815	静岡市清水区江尻東2- 1- 5	054-365-2919
静岡	420-0852	静岡市葵区紺屋町 11- 4	054-254-2551
*藤枝	426-0034	藤枝市駅前2-14-20 第2フラワービル	054-645-7600
浜松	430-0926	浜松市中区砂山町 353- 8	053-454-2501
豊橋	440-0888	豊橋市駅前大通3-53	0532-54-0515
岡崎	444-0044	岡崎市康生通南2- 3	0564-21-4822
熱田	456-0034	名古屋市熱田区伝馬2- 2- 4	052-681-8538
春日井	486-0916	春日井市八光町 1-20-2	0568-31-2866
名古屋	460-0003	名古屋市中区錦3- 6-34	052-962-8911
名古屋東	465-0093	名古屋市名東区一社2-25	052-705-3522
名古屋西	453-0054	名古屋市中村区鳥居西通1-13	052-413-2821
一宮	491-0904	一宮市神山1- 4- 6	0586-45-5230
四日市	510-0074	四日市市鵜の森1- 1-18	059-351-1065
*津	514-0033	津市丸之内 34- 5 津中央ビル	059-229-2881
岐阜	500-8175	岐阜市長住町2-16- 3	058-265-6811
大津	520-0042	大津市島の関2- 2	077-524-1580
京都	600-8099	京都市下京区仏光寺通烏丸東入	075-361-8111
京都西	615-8073	京都市西京区桂野里町 41-73	075-392-3992
京都南	612-8362	京都市伏見区西大手町 307-60	075-621-5633
奈良	631-0823	奈良市西大寺国見町1- 3- 7	0742-43-8011
高槻	569-0072	高槻市京口町9- 5	072-671-8815
豊中	561-0884	豊中市岡町北1- 2-17	06-6853-6565
寝屋川	572-0837	寝屋川市早子町 10-21	072-820-2850
大阪	541-0048	大阪市中央区瓦町3- 6- 5 銀泉備後町ビル	06-4706-1090
大阪西	551-0002	大阪市大正区三軒家東1-19-14	06-6554-8561
大阪南	558-0013	大阪市住吉区我孫子東1-10- 6	06-6691-3551
大阪東	546-0002	大阪市東住吉区杭全1-16-27	06-4301-8585
大阪北	532-0023	大阪市淀川区十三東1-10-26	06-6302-7798
布施	577-0056	東大阪市長堂3- 4-24	06-6784-6121
堺	590-0048	堺市堺区一条通16-1	072-238-3848
藤井寺	583-0027	藤井寺市岡2-10-15	072-952-1410
岸和田	596-0054	岸和田市宮本町 29-26	072-431-3732
和歌山	640-8331	和歌山市美園町2- 1	073-436-7311
川西	666-0033	川西市栄町 10-16	072-758-1516
尼崎	660-0892	尼崎市東難波町5-17-28	06-6482-7611
西宮	662-0918	西宮市六湛寺町 14- 5	0798-35-5335

\*印の支社では窓口業務はお取り扱いしていません。

支社	郵便番号	所在地	電話番号(代)
神戸	650-0004	神戸市中央区中山手通2-1-8	078-391-5401
神戸西	654-0024	神戸市須磨区大田町3-1-4	078-732-3557
明石	673-0016	明石市松の内2-8-3	078-927-0202
姫路	670-0947	姫路市北条432-14	079-225-2006
岡山	700-0821	岡山市北区中山下1-2-3	086-225-1908
倉敷	710-0826	倉敷市老松町2-7-2	086-425-7815
松江	690-0006	松江市伊勢宮町519-1 松江大同生命ビル	0852-22-4380
福山	720-0812	福山市霞町1-2-11	084-923-2426
呉	737-0045	呉市本通2-1-23 大同生命呉ビル	0823-24-3390
広島	732-0826	広島市南区松川町1-19	082-262-1141
広島西	733-0812	広島市西区己斐本町2-12-28	082-272-8346
徳山	745-0073	周南市代々木通2-47	0834-21-0787
宇部	755-0042	宇部市松島町18-10	0836-31-3709
下関	750-0012	下関市觀音崎町12-10	083-223-8266
高松	760-0056	高松市中新町2-5	087-861-0795
松山	790-0003	松山市三番町6-8-1	089-941-2270
徳島	770-0923	徳島市大道1-62 中筋ビル	088-626-0151
高知	780-0053	高知市駅前町2-16	088-824-0353
小倉	802-0005	北九州市小倉北区堺町2-3-20	093-531-1835
八幡	806-0028	北九州市八幡西区熊手2-3-13	093-631-1731
福岡東	813-0013	福岡市東区香椎駅前2-1-21	092-672-1911
福岡	812-0011	福岡市博多区博多駅前3-26-23	092-474-1971
福岡西	814-0021	福岡市早良区荒江3-11-32	092-831-6781
福岡南	812-0879	福岡市博多区銀天町3-6-21	092-571-3318
久留米	830-0018	久留米市通町8-6	0942-35-6161
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8	0952-26-7313
佐世保	857-0864	佐世保市戸尾町3-5	0956-24-2264
長崎	850-0032	長崎市興善町2-31	095-826-5231
熊本	860-0806	熊本市中央区花畠町4-3	096-353-1281
大分	870-0034	大分市都町1-1-1	097-534-0054
宮崎	880-0806	宮崎市広島2-12-11	0985-28-1811
鹿児島	892-0844	鹿児島市山之口町12-14	099-224-3835
*那覇	900-0006	那覇市おもろまち1-3-31 那覇新都心メディアビル 西棟	098-941-3313

# 主な保険用語のご説明

あ行	
<b>一時金</b> (いちじきん)	被保険者が、病気やケガにより入院されたときなどに当社から支払われるお金のことをいいます。
<b>受取人</b> (うけとりにん)	一時金・給付金などを受け取る人をいいます。 例：入院一時金の受取人は被保険者

か行	
<b>解除</b> (かいじょ)	告知義務違反があった場合などに、保険期間の途中で、当社の意思でご契約を消滅させることをいいます。
<b>解約</b> (かいやく)	保険期間の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。解約されると、以降の保障はなくなります。
<b>解約払戻金</b> (かいやくはらいもどしきん)	解約された場合などに、ご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。ただし、この保険には解約払戻金はありません。
<b>契約応当日</b> (けいやくおうとうび)	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の更新日に対応する日のことをいいます。とくに月単位の契約応当日といったときは、各月ごとの更新日に対応する日をさします。
<b>契約年齢</b> (けいやくねんれい)	被保険者の年齢は更新日時点での満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てて計算した年齢をいいます。 例：24歳7ヶ月の被保険者の契約年齢は24歳となります。
<b>契約日</b> (けいやくび)	通常は更新されたご契約を締結した際の保障が開始される日をいいます。
<b>更新</b> (こうしん)	保険期間が満了したときに、健康状態に関係なく、原則としてこれまでと同一の保障内容で、保障を継続することをいいます。更新を希望される場合、保険期間満了日の2週間前までに申し出いただきます。更新時の保険料等は、更新における被保険者の年齢・保険料率で再計算されますので、通常、更新前に比べて高くなります。
<b>更新日</b> (こうしんび)	通常は更新されたご契約の保障が開始される日をいい、更新後契約の保険期間などの計算の基準日になります。
<b>高度障害状態</b> (こうどしょうがいじょうたい)	被保険者が両眼の視力をまったく永久に失った場合など、約款に定められた保険料の払込免除の対象となる状態のことです。
<b>告知義務</b> (こくちぎむ) と <b>告知義務違反</b> (こくちぎむいはん)	ご契約者と被保険者は、ご契約のお申込みなどをされるときに、現在の健康状態や職業、過去の病歴などの当社がおたずねする重要なことがらについて、ありのままに報告していただきます。これを「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことがらについて報告をいただいていなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合は、告知義務違反として、当社はご契約の効力を消滅させること（解除）ができます。

●この冊子をよりいっそうご理解いただけるよう主な保険用語についてご説明します。

さ行	
<b>失効</b> (しっこう)	保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払い込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。ご契約が失効すると、保障がない状態となり、一時金・給付金などを受け取れなくなります。なお、失効したご契約は復活できる場合があります。
<b>指定代理請求人</b> (していだいりせいきゅうにん)	代理請求ができる人として被保険者の同意を得てご契約者があらかじめ指定した人です。
<b>支払事由</b> (しはらいじゆう)	一時金・給付金などをお支払いする要件をいいます。 例：被保険者の死亡、入院、手術
<b>主契約</b> (しゅけいやく)	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容をいいます。
<b>責任開始期・責任開始日</b> (せきにんかいしき・せきにんかいしひ)	当社がご契約上の保障を開始する時を責任開始期といいます。責任開始日とは責任開始期の属する日をいい、更新契約の場合、責任開始日は、通常、契約日（復活の場合は復活日）となります。
<b>責任準備金</b> (せきにんじゅんびきん)	将来の一時金・給付金などをお支払いするために、ご契約者が払い込まれる保険料の中から当社が積み立てておく準備金のことをいいます。

た行	
<b>第1回保険料充当金</b> (だいいちかいほけんりょうじゅうとうきん)	ご契約の申込時にお払い込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。
<b>特約</b> (とくやく)	特約は主契約の保障内容をさらに充実させたり、保険料払込方法など主契約と異なる特別なお約束をする目的で、主契約に付加するものです。主契約に複数の特約を付加することはできますが、特約のみで契約することはできません。

は行	
<b>払込期月</b> (はらいこみきげつ)	毎回の保険料をお払い込みいただく期間をいい、月払契約の場合は月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。
<b>被保険者</b> (ひほけんしゃ)	生命保険の保障の対象となる人（保険がかけられている人）のことをいいます。
<b>復活</b> (ふっかつ)	失効（ご契約が効力を失うこと）したご契約を元の状態に戻すことです。復活の際には、未払込保険料のお払い込みや告知等が必要になります。
<b>保険期間</b> (ほけんきかん)	更新日から保障が満了するまでの期間をいいます。
<b>保険契約者</b> (ほけんけいやくしゃ)	当社と保険契約を結び、ご契約上の様々な権利（契約内容変更などの請求権など）と義務（保険料のお払い込みの義務など）を持つ人のことをいいます（契約者・ご契約者ともいいます）。

は行	
<b>保険証券</b> (ほけんしょうけん)	ご契約の一時金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
<b>保険年度</b> (ほけんねんど)	更新日または毎年の契約応当日から起算して、その翌年の契約応当日の前日までをいいます。更新日から最初の1年間を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度・・・といいます。
<b>保険料</b> (ほけんりょう)	ご契約者から当社へお払い込みいただくお金のことをいいます。
<b>保険料払込期間</b> (ほけんりょうはらいこみきかん)	ご契約者から保険料をお払い込みいただく期間のことをいいます。
<b>保険料払込方法</b> (ほけんりょうはらいこみほうほう)	ご契約者から保険料をお払い込みいただく方法のことをいいます。保険料払込方法には、大きく分けて払込方法（回数）と払込方法（経路）の2通りがあります。払込方法（回数）には、月払があり、払込方法（経路）には、口座振替扱、団体扱（給与引き取り）、送金扱、店頭扱（持参払）などがあります。通常この2通りを組み合わせて、「口座月払」のような表示をします。
<b>保険料払込猶予期間</b> (ほけんりょうはらいこみゆうよきかん)	払込期月内に保険料のお払い込みがない場合でも、当社の定める期間内にお払い込みいただいた場合には、契約は有効に継続します。この期間を猶予期間といいます。月払の場合は払込期月の翌月初日から末日までです。

ま行	
<b>免責事由</b> (めんせきじゆう)	支払事由が発生しても、例外として一時金などをお支払いしない事由をいいます。 例：保険契約者の故意など

や行	
<b>約款</b> (やっかん)	ご契約から消滅までの契約内容を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。
<b>予定利率</b> (よていりりつ)	保険料はその算出にあたり、当社が資産運用によって得られると想定される収益分をあらかじめ見込んで割り引いています。その計算の際に使用する利率のことを予定利率といいます。



=M E M O =

=MEMO=

=M E M O =

=MEMO=

=M E M O =

## 太陽生命からのお願い

- つぎのようなときには、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）まですぐお知らせください。
  - ・ご転居、住所表示変更などのとき
  - ・名義変更（契約者変更、死亡保険金受取人変更、改姓・改名等）、保険証券紛失などのとき
- 当社の経営についてのご意見、ご契約についてのお問い合わせやご相談がございましたら、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）までお気軽にご連絡ください。  
※当社の経営についてのご意見は、太陽生命ホームページでも受付しております。
- ご契約に関するご照会やご通知の際、あるいは当社経営に関するご意見の際には、保険証券の記号・番号、ご契約者と被保険者のお名前およびご住所を必ずお知らせください。
- 保険証券は各種お手続きに必要なものです。大切に保管してください。

## 説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことながらを記載したものです。

必ずご一読いただき、内容を十分ご確認のうえ、ご契約をお申込みくださいます  
ようお願いいたします。

特に、

1. 一時金・給付金などのお支払いについて
2. 保険料のお払い込みの免除について
3. 一時金などをお支払いできない場合について
4. クーリング・オフ制度について
5. 保険料の払込方法について
6. 払込猶予期間とご契約の効力について
7. 効力を失ったご契約の復活について
8. ご解約について

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、告知および  
保険料の受領など営業職員の役割も含めて、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

なお、のちほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

ご契約に関する照会やご相談につきましては、  
下記お客様サービスセンターへお問い合わせください。

太陽生命お客様サービスセンター



**0120-97-2111** (通話無料)

営業時間 月～金曜日 9時～18時 土・日曜日 9時～17時  
(祝日・年末年始(12月30日～翌年1月4日)は休業します)

※お客様サービスセンターとのお電話の内容は、正確な手続きのため録音させていただきますので、  
あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客様に関する情報の取扱については、当社ホームページをご覧ください。



● 「T&D保険グループ」はグループ名称であり、保険会社の名称ではありません。本保険契約の締結については、太陽生命保険株式会社が引受保険会社となります。

 太陽生命保険株式会社

ホームページ <http://www.taiyo-seimei.co.jp/>  
(本社) 〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号